

現代奴隷制の世界推計

アライアンス 8.7

強制労働と強制結婚

現代奴隷制の世界推計:

強制労働と強制結婚

ジュネーブ、2017 年

日本語版: 現代奴隷制の世界推計: 強制労働と強制結婚
ISBN: 978-92-2-831351-2 (ウェブ PDF 版)

日本語版 2017 年

英語版: Global estimates of modern slavery: Forced labour and forced marriage
International Labour Organization (ILO), Geneva, 2017
ISBN: 978-92-2-130131-8 (print) 978-92-2-130132-5 (web pdf) 978-92-2-130135-6 (epub)

フランス語版: Estimations mondiales de l'esclavage moderne: travail forcé et mariage forcé
978-92-2-230932-0 (print) 978-92-2-230933-7 (web pdf) 978-92-2-230934-4 (epub)

スペイン語版: Estimaciones mundiales sobre la esclavitud moderna: Trabajo forzoso y matrimonio forzoso
978-92-2-331038-7 (print) 978-92-2-331039-4 (web pdf) 978-92-2-331040-0 (epub)

ILO 刊行物中の呼称は国際連合の慣行によるものであり、文中の紹介は、いかなる国、地域、領域、その当事者の法的状態又はその境界の決定に関する ILO のいかなる見解をも示すものではない。

署名のある論文、研究報告及び寄稿文の見解に対する責任は原著者のみが負い、ILO による刊行は、文中の見解に対する ILO の支持を表すものではない。

企業名、商品名及び製造過程への言及は ILO の支持を意味するものではなく、また、企業名、商品名又は製造過程への言及がなされていないことは ILO の不支持を表すものではない。

ILO の刊行物及び電子媒体は、ILO のウェブサイト www.ilo.org/publns から入手可能。

Printed in Japan

2016 年のある日の現実



絶対数

下記の 4,000 万人が現代奴隷制の被害者に：

- 2,500 万人が強制労働の被害者
- 1,500 万人が強制結婚の被害者

割合

2016 年の時点で、世界人口千人当たり 5.4 人が現代奴隷制の被害者に

現代奴隷制の被害者となっている成人は世界の成人人口千人当たり 5.9 人、子どもは世界の子ども人口千人当たり 4.4 人



ジェンダー

現代奴隷制被害者の 71% は女性と少女



債務による奴隷



民間主体によって課された強制労働の被害者のうち、半数は債務奴隷



子ども



現代奴隷制被害者の 4 人に 1 人は子ども

過去 5 年間で、8,900 万人が数日から全 5 年に至るまでの期間、何らかの形態の現代奴隷制を経験している。

目次

概要	5
序論	10
第 1 部：現代奴隷制の規模と発現形態	15
1.1 主な結果.....	15
1.2 強制労働	21
1.2.1 強制労働搾取.....	24
1.2.2 成人の強制による性的搾取と子どもの商業的性的搾取.....	32
1.2.3 国家が課す強制労働	33
1.3 強制結婚	37
第 2 部：現代奴隷制に終止符を：2030 年に至る道のり.....	41
2.1 政策対応の構築：予防と保護	41
2.2 エビデンス基盤の構築	45
2.3 国際協力とパートナーシップ	46
参考資料：方法論について.....	47
文末脚注	52

概要

「2017年現代奴隷制の世界推計」は持続可能な開発目標（SDGs）、中でもあらゆる形態の児童労働に加えて、強制労働、現代奴隷制及び人身取引を終わらせるための効果的な措置を要求するターゲット 8.7 への貢献の一環として発行されたものである。その意図は、政策立案、及び、ターゲット 8.7 と関連する SDG ターゲットの達成に向けた参考となる情報を提供することにある。こうしたターゲットの中には、人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び少女に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除すること（SDG 5.2）、未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃すること（SDG 5.3）、子どもに対する虐待、搾取及び取引を撲滅すること（SDG 16.2）、並びに、計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で責任ある移住や流動性を促進すること（SDG 10.7）が含まれる。

今回提示する推計は、国際労働機関（ILO）とウォーク・フリー財団が、国際移住機関（IOM）との連携により行った共同努力の成果である。また、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）をはじめ、他の国連機関から提供された情報も活用した。本報告書の関連において、現代奴隷制には強制労働、債務奴隷、強制結婚やその他の奴隷制及び奴隷制に類する慣行のほか、人身取引も含む一連の具体的な法的概念が包含されている。現代奴隷制に法的な定義はなく、これら法的概念の間にある共通性に関心を集中させる包括的用語として使用されている。この用語は実質的に、脅威、暴力、強要、欺瞞や権力乱用により、ある人間が拒絶することも、離れることもできない搾取状態を指している。

「現代奴隷制の世界推計」は、**強制労働**と**強制結婚**という 2 つの重要問題に焦点を当てている。強制労働の推計には、**民間経済における強制労働**（商業的性産業を除くあらゆる部門で民間の個人、団体又は企業が課す諸形態の強制労働）、**成人の強制による性的搾取と子どもの性的搾取**、及び、**国家が課す強制労働**が含まれる。

本報告書で詳しく述べるとおり、データの制約により、これらの推計は控え目なものと考えられる。

世界的な数字

2016 年の時点で、4,030 万人が現代奴隷制の被害者になっていると推計される。つまり、2016 年の任意の 1 日を取ってみた場合、4,000 万人を超える男女と子どもが、脅威によって自らの意志に反し、労働を強制されていたか、自らが同意していない強制結婚の状態で見舞われていた公算が大きい。

これら 4,030 万人に上る被害者のうち、

- **2,490 万人は強制労働の状態にある。**つまり、脅威又は強要により、家事労働者として、工事現場で、闇工場で、農場や漁船で、その他の部門で、さらには性産業で働かされているのである。これらの人々は、民間の個人や集団、又は、国家当局により、労働を強制されている。多くの場合、これら被害者が作り出した製品や、提供したサービスは外見上、合法的な商業経路に合流する。強制労働者は我々が食べる食料や、身に着ける衣料の一部を生産したり、我々の多くが生活し、働いているビルの掃除をしたりしているのである。

- **1,540 万人は、自らが同意していない強制結婚状態で暮らしている。**つまり、性的な自律性を失っているだけでなく、しばしば「結婚」の名のもとに労働を提供する状態に耐えていることになる。

現代奴隷制の被害者の中には、女性と少女が圧倒的に多く、その数は **2,870 万人**と、全体の **71%**を占めている¹。より詳しく見ると、女性と少女は、商業的性産業における強制労働被害者の 99%、その他部門の被害者の 58%、国家当局が課す強制労働被害者の 40%、さらには強制結婚被害者の 84%を占めている。

現代奴隷制の被害者の **4 人に 1 人は子ども**である。強制結婚被害者のうち、子どもは約 37% (570 万人) を占める。子どもはまた、強制労働搾取被害者の 18%と、国家当局が課す強制労働の被害者の 7%を占めている。しかも、**商業的性的搾取を受けている子ども**（子どもが被害者である場合、強制を伴っているかどうかは無関係）は、この虐待類型の被害者全体の **21%**を占めている。

過去 5 年間で、**8,900 万人**が数日から全 5 年に至るまでの期間、何らかの形態の現代奴隷制を経験している。被害者が強制労働状態に置かれていた平均期間は、国家当局が課すいくつかの強制労働形態について数日間又は数週間となっているが、強制による性的搾取については 2 年近くに及ぶ。

地域別の数字

現代奴隷制は、世界のあらゆる地域で見られる。現代奴隷制が最も広がっているのはアフリカ（千人当たり 7.6 人）であり、これにアジア太平洋（千人当たり 6.1 人）と欧州・中央アジア（千人当たり 3.9 人）が続いている。アラブ諸国や米州をはじめ、いくつかの地域ではデータが入手できていないため、この結果は慎重に解釈すべきである。

強制労働に限って見た場合、その被害率が最も高いのはアジア太平洋であり、千人当たり 4 人がその被害者となっているが、これに欧州・中央アジア（千人当たり 3.6 人）、アフリカ（千人当たり 2.8 人）、アラブ諸国（千人当たり 2.2 人）、米州（千人当たり 1.3 人）が続いている。

アラブ諸国をはじめ、主要地域について制約はあるものの、データを見る限り、強制結婚が最も広がっているのはアフリカ（千人当たり 4.8 人）、次いでアジア太平洋（千人当たり 2.0 人）となっている。

強制労働

本件調査では、民間主体（民間企業の使用者など）が課す強制労働と、国家が課す強制労働を区別したうえで、各種の強制労働を検討した。計 2,490 万人に上る強制労働の被害者のうち、1,600 万人は民間経済で働き、480 万人は強制による性的搾取状態にあり、410 万人が国家当局によって強制労働を課されている。

強制労働搾取

2016 年の時点で、**1,600 万人**が民間経済で強制労働状態にあると見られる。民間主体により課された強制労働の被害者は、男性よりも女性のほうが多く、男性の 680 万人（42.4%）に対し、女性は 920 万人（57.6%）に上る。これら男女の半数（51%）は、個人債務を利用

して労働を強制するという**債務奴隷**状態にある。農業、家事労働又は製造業で強制的に働かされている成人に限ると、その割合は70%を超える。

作業の種類が分かっている者について見ると、強制労働状態にある成人に最も多いのは**家事労働者**（24%）であり、以下**建設業**（18%）、**製造業**（15%）、**農林水産業**（11%）の各部門が続いている。

強制労働被害者のほとんどは、その状態を逃れられないよう、使用者又は斡旋者から**さまざまな形で強要**を受けている。被害者のほぼ4分の1（24%）は、賃金を差し押さえられるか、賃金不払の脅威によって逃げられないようにされている。これに次いで多い手段は、暴力の脅威（17%）、身体的暴力行為（16%）及び家族に対する脅迫（12%）である。女性については、被害者の7%が性的暴力を受けたと回答している。

強制による商業的性的搾取と子どもの性的搾取

2016年には、**380万人の成人が強制による性的搾取、100万人の子どもが商業的性的搾取**を受けたと見られる。被害者の圧倒的多数（99%）は女性と少女である。被害者10人のうち7人超は、アジア太平洋地域で搾取を受けており、以下欧州・中央アジア（14%）、アフリカ（8%）、米州（4%）、アラブ諸国（1%）となっている。

国家が課す強制労働

2016年には、平均して**410万人が国家により強制労働を課されていたと見られる**。その中には、国家当局により、経済開発を目的とする農作業又は建設作業への参加を強制された市民、軍事的性質を持たない作業を強制された若年徴集兵、地域社会のレベルで決定されたものではなく、自分自身の利益とならない地域社会の役務の提供を強制された者、及び、ILO 監視機構により定められた例外を除き、その意思に反して労働を強制された受刑者が含まれる。

強制結婚

2016年の時点で、**強制結婚の状態で暮らしている人々は1,540万人に上ると見られる**。そのうち、最近の5年間（2012~2016年）に新たに生じた強制結婚は650万件であり、残りはそれ以前の時期に生じ、2016年まで続いている強制結婚関係である。

男性や少年が強制結婚の被害者となることもあるが、被害者のほとんど（88%）は女性と少女であり、婚姻時に18歳未満であった被害者が全体の3分の1を超えている（37%）。子どもの被害者のうち、44%は15歳未満で結婚を強制されている。アラブ諸国をはじめ、主要地域のデータに制約はあるが、入手できるデータを見る限り、人口千人当たりの強制結婚被害率が最も高いのはアフリカ（千人中4.8人）、次いでアジア太平洋（千人中2.0人）となっている。

データソースと方法論

あらゆる形態の現代奴隷制につき、適切かつ信頼できるデータを提供できる単一の情報源はないため、必要に応じ、多様なデータソースに依拠するという複合的な方法を用いた。その中心要素として用いられたのは、48カ国の7万1,000人を超える回答者との面談を伴い、54回にわたり特別に実施された各国の確率論的調査である。また、援助対象の人身取

引被害者に関する IOM データベースの管理資料も、この 54 のデータセットと組み合わせて活用し、強制による性的搾取や子どもの強制労働、及び、強制労働搾取期間の長さを推計した。国家当局が課す強制労働は、検証済みの情報源と、ILO 強制労働条約に関する ILO 監視機構のコメントの体系的検討から導出した。

本世界推計の作成に用いられた方法論は、こうしたデータを組み合わせたものであるが、対象期間は 2012 年から 2016 年までの 5 年間である。本報告書で提示される現代奴隷制の主な推計は、2012 年から 2016 年までに生じた計 8,900 万件近い強制労働と強制結婚の事例に関するすべてのデータを分析、処理することで算出されている。

結論と前途

現代奴隷制に終止符を打つためには、脆弱性を助長し、虐待を可能にしている数多くの経済的、社会的、文化的及び法的な諸要因に取り組む必要がある。万能の解決策はあり得ないため、現代奴隷制が依然として生じている多様な環境に適した対応が必要である。それでも、世界推計とこれまでの経験から、2030 年に向けた包括的な政策優先課題をいくつか特定することはできる。

人々を現代奴隷制へと追いやりかねない脆弱性を解消するためには、社会的保護の土台を強化する必要がある。現代奴隷制が最も起こりやすいインフォーマル経済に労働者の権利を拡大し、労働者を搾取から守ることが必要である。現代奴隷制の中には、移住をきっかけとしているものが多くあるため、強制労働を予防し、被害者を保護するためには、移住ガバナンスの改善が欠かせない。

また、現代奴隷制の危険性と類型は、ジェンダーによって大きく異なるため、政策対応を定める際には、この観点にも配慮せねばならない。債務奴隷の根本的原因となっている幅広い強要手段に取り組むことも、強制労働を防ぐうえで必要な要素である一方、現時点で特定も対処も行われていない大多数の現代奴隷制被害者に保護を拡大するためには、被害者の特定を改善することが不可欠である。最後に、現代奴隷制の多くは国家の脆弱性や紛争、危機を背景に生じていることが分かっているため、こうした状況における人道支援の一環として、現代奴隷制の危険性に取り組むことも必要である。

これらすべての領域で政策対応を策定する際の情報と指針として、現代奴隷制に関するエビデンス基盤の改善にもさらに取り組む必要がある。世界推計の作成を通じて明らかにされた測定面での主な優先課題としては、子どもが被害者となっている現代奴隷制、とりわけ子どもの性的搾取と児童婚の事例の測定を改善することが挙げられる。また、強制による性的搾取の成人被害者や、紛争下での被害者など、特定の部分母集団をさらに効果的に捕捉する必要もある。2030 年に向けた前進を監視するためには、現代奴隷制の時系列的変化を追跡する能力も欠かせない。しかし、最優先課題となるのはおそらく、現代奴隷制に関する各国の調査及びデータ収集能力を強化し、これを各国の政策対応の指針とすることであろう。

現代奴隷制は国境を越える世界的な現象となっていることから、これに取り組む際には国際協力が不可欠となる。持続可能な開発目標ターゲット 8.7 の達成を目指す多数の関係機関によるパートナーシップ「アライアンス 8.7」には、この点で果たすべき重要な役割がある。世界推計によれば、今日の強制労働の大半は、民間経済で生じている。この事実は、サプライチェーンをはじめ民間経済全体で強制労働を根絶するため、労使団体や市民社会団体のほか、実業界とも連携を図ることの重要性を物語る。人身取引を予防し、国境を越

えた強制労働に取り組むためには、労働法と刑法の執行、移住の管理といった分野で、政府間の協力及び関連の国際・地域機関との協力を強化すべきである。

序論

本報告書で提示する新たな世界推計は、2016 年に 4,000 万人超が、現代奴隷制の被害者となったことを示している。この驚くべき数字は、国際社会の注意を喚起することになった。事実、2030 持続可能な開発目標（SDGs）には、2030 年までに現代奴隷制と人身取引に終止符を打つというターゲットが盛り込まれている。

13 年という期間は人類史上、ほんの一瞬にすぎないが、これまで数世紀にわたって存続していたり、新しい不正なビジネスモデルや大規模な移住、危機、紛争によって生じていたりする強要的なシステムを廃絶することは、歴史的な一大事と言える。2030 年までに現代奴隷制に終止符を打つという野心的なターゲットを達成するためには、政治的意志を新たにするとともに、これを十分な資源の動員と、国内的・国際的な取り組みの大幅な加速によって裏づける必要がある。

政策や計画を実効的なものとするには、国内と世界の双方のレベルで、現代奴隷制の根本的原因に対する可能な限り深い理解を、その基盤としなければならない。そのためには、現代奴隷制の被害者数だけでなく、そのさまざまな類型と発現形態、及び、人々がいかにしてその被害者になるのかに関する情報を量的にだけでなく、質的にも向上させる必要がある。本報告書のねらいは、こうした情報要件の充足に役立つことで、2030 年のターゲット達成に向けた世界的な取り組みの参考資料としての役割を果たすことにある。また、本報告書で提示された調査結果が、現代奴隷制の国内的、局地的側面に焦点を絞った一層の調査とデータ収集に政府が取り組むきっかけとなれば幸いである。

本報告書で提示する推計は、国際労働機関（ILO）とウォーク・フリー財団が、国際移住機関（IOM）との連携により作成したものである²。また、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）をはじめ、他の国連機関から提供された情報も活用した。本推計は、共同で開発された方法論に基づいているが、これについては、参考資料で取りまとめるとともに、本世界推計とともに作成された方法論報告書で詳述している³。単一の情報源で、十分に適しているものも、十分に信頼できるものもないため、推計はさまざまなデータソースから算出されている。主な資料となったのは、ウォーク・フリー財団による 2014 年と 2015 年の調査データ、ILO とウォーク・フリー財団が 2016 年に共同実施した 26 の追加的国別調査からのデータ、及び、IOM による 2012 年以降の人身取引事例データベースから抽出されたデータである。本報告書で用いた用語の解説については、パネル 1 を参照されたい。

本報告書と、その基盤である世界推計作業は、持続可能な開発目標（SDGs）ターゲット 8.7 の達成に向けた進捗状況を測定、監視するための幅広い複数パートナーによる取り組みの一環をなす。その枠組みとなっている「アライアンス 8.7」は、SDGs ターゲット 8.7 に従い、強制労働、現代奴隷制、人身取引及び児童労働に終止符を打つことを目指す複数関係機関によるパートナーシップである。

本報告書は、2030 年までに現代奴隷制に終止符を打つという約束の実現に向け、前途にどれだけの道のりが残っているかを取りまとめたものである。第 1 部では、強制労働と強制結婚という現代奴隷制の主要形態、その程度及び特徴、被害者を巻き込む手段、虐待の期間など、今日の世界における現代奴隷制の現状をできる限り完全な形で提示する。第 2 部では、世界から現代奴隷制をなくすため、世界推計から浮かび上がる主な政策優先課題について論じる。

パネル 1

本報告書で用いられる統計的概念と定義

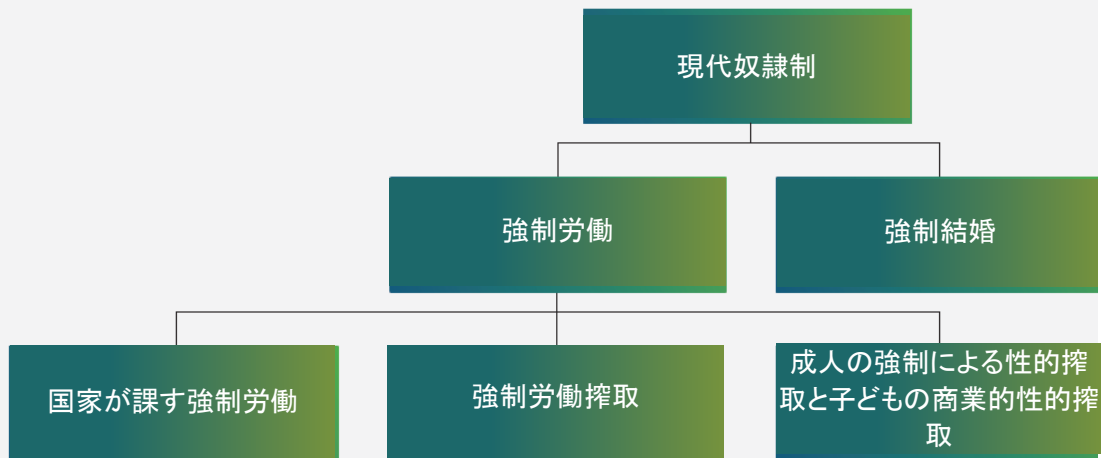
本報告書の関連において、現代奴隷制には強制労働、債務奴隷、強制結婚その他の奴隷制及び奴隷制に類する慣行のほか、人身取引も含む一連の具体的な法的概念が包含されている。現代奴隷制に法的な定義はなく、これら法的概念の間にある共通性に関心を集めさせる包括的用語として使われている。この語は実質的に、脅威、暴力、強要、欺瞞や権力乱用により、ある人間が拒絶することも、離れることもできない搾取状態を指している。

この一連の複雑な法的概念を測定できるようにするため、世界推計では、強制労働と強制結婚という、現代奴隷制の2つの主要形態に焦点を絞っている。

強制労働は、1930年のILO強制労働条約（第29号）により「ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、右の者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務」と定義されている⁴。強制労働は、一定の経済活動又は産業において特に蔓延しているかもしれないが、ある状況が強制労働に相当するかどうかは、ある者と「使用者」との関係の性質により判定されるものであり、作業条件がどれほど耐え難かったり、有害だったとしても、遂行される活動の種類や、国内法に基づく合法性又は違法性によって判断されるものではない。例えば、強制によって商業的性的搾取を受けている女性が強制労働状態にある理由は、その非任意的な性質と直面する脅威にあり、この仕事において同人が直面する危険や危害も、それが法律で認められているか否かも関係ない。ILOは近年、成人の強制労働と児童の強制労働の判定に関し、第29号条約で定められた2つの判断基準、すなわち「非任意性」と「処罰の脅威」を重視している⁵。

測定の関連上、**成人の強制労働**は、ある者が任意で申し出たものではなく（「非任意性」の基準）、かつ、使用者又は第三者による強要のもとで遂行される（「処罰の脅威」の基準）作業と定義される。この強要は、労働者の採用過程で、仕事を受け入れるよう強制するために生じることもあれば、同人が働き始めた後に、採用時点で合意されていなかった仕事をさせたり、同人が仕事から逃げられないようにしたりする手段として用いられることもある。

測定の関連上、**児童の強制労働**は、児童本人若しくはその親のどちらかに対する第三者（児童の親を除く）による強要のもとで、児童が遂行する作業、又は、片親若しくは両親が強制労働に携わっていることの直接的帰結として、児童が遂行する作業と定義される。この強要は、児童の採用過程で、児童本人やその親に仕事を受け入れるよう強制するために生じることもあれば、児童が働き始めた後に、採用時点で合意されていなかった仕事をさせたり、児童が仕事から逃れられないようにしたりする手段として用いられることもある。



強制労働の類型

強制労働は事実上、すべての国とすべての経済活動において、さまざまな形で見られる。上記の類型は、強制労働の世界推計のために開発されたものであるが、これは強制労働を下記に定義する3つの主要類型に分けるものである。

- 債務労働、強制家事労働、及び、奴隷制若しくは奴隷制の名残との関連で課される労働など、民間の主体が労働搾取を目的に課す**強制労働搾取**
- 民間の主体が商業的性的搾取を目的に課す**成人の強制による性的搾取**と、あらゆる形態の**子どもの商業的性的搾取**。その中には、売春又はポルノ目的で子どもを利用、斡旋又は提供することが含まれる。
- 政府当局、軍又は民兵組織により強要される作業、公共事業への強制的参加、及び、受刑者の強制労働など、**国家が課す強制労働**

強制結婚とは、年齢に関係なく、本人が合意なしに結婚を強制された状態を指す。ある者が結婚を強制されかねない原因としては、身体的、情緒的又は金銭的な強要、家族、配偶者その他による欺瞞、武力や脅威、厳しい圧力の行使などが考えられる。強制結婚は、奴隷制と、隷属的結婚を含む奴隷制に類する慣行の禁止を通じて禁じられている⁶。児童婚は原則として、強制結婚とみなされる。当事者の少なくとも一方は定義上、全面的で自由な、かつ情報に基づく同意を表明できないからである。しかし、これには例外がある。例えば、16歳か17歳でも、結婚を望む者は、司法判断や親の同意を受けて合法的に結婚できる国が多い⁷。本推計の関連上、強制結婚の測定は調査で把握された事例に限られていることを明らかにしておくことが重要である。すなわち、本推計における強制結婚には、調査回答者の年齢に関係なく、回答者が同意なしに強制されたと報告している成人と子ども双方の結婚がすべて含まれているということである。よって、児童婚は現在のところ、世界推計に必要な規模と具体性をもって十分に測定できていないため、本推計には児童婚のあらゆる事例が含まれているわけではない⁸。

その他関連の概念

その他、現代奴隷制の主要概念としては、奴隷制、奴隷制に類する制度と慣行、及び、人身取引（しばしば人身売買とも呼ばれる）が挙げられる。これらは明示的な形で推計

に含まれているわけではないが、これと密接な関係がある。奴隷制は当初、1926 年に国際連盟が採択した条約において「所有権に付属する一部又は全部の権限が、人に対して行使される場合のその人の状態又は状況」として定義された。この定義は、何らかの者による他者に対する統制に言及しており、重大な刑事犯罪ともみなされている。奴隷制に類する実践という概念につき、初めて国際法による取り組みがなされたのは、それまでの奴隷条約を補足し、債務奴隷、農奴及び強制結婚を含む奴隷制に類する幅広い制度と慣行を対象とする 1956 年の国連の補足条約であった⁹。補足条約は刑事罰にも重点を置いているものの、これら奴隷制に類する慣行の根絶は、必要な立法その他の計画的措置を通じ、長い時間をかけて初めて達成できることも認識している。

人身取引の概念はこれまで、数多くの協定で取り上げられてきたが、最新の最も広く受け入れられている定義は、2000 年に採択された国際的な組織犯罪の防止に関する条約の議定書に盛り込まれた定義である。この定義によると、人身取引罪は、行為、手段、目的（搾取）という 3 つの個別要素により構成される過程である。議定書は、強要をその手段のひとつとして掲げ、被害者を搾取的状況に陥れるために強要（又はその他何らかの手段）が用いられる場合、実際の搾取が起きていなくとも、人身取引罪は成立すると定めている。

表 1

現代奴隷制：全世界の調査結果

現代奴隷制の被害者数と被害率、類型・男女・年齢別

		強制労働の下位類型						
		強制労働 搾取	成人の強制による性的 搾取と子どもの性的搾取	国家が隠す 強制労働	強制労働計	強制 結婚	現代 奴隷制	
世界	被害者数(千人)	15 975	4 816	4 060	24 850	15 442	40 293	
	被害率 (千人当たり)	2.2	0.7	0.5	3.4	2.1	5.4	
性別	男性	被害者数(千人)	6 766	29	2 411	9 206	2 442	11 648
		被害率 (千人当たり)	1.8	0	0.6	2.4	0.6	3.0
	女性	被害者数(千人)	9 209	4 787	1 650	15 646	13 000	28 645
		被害率 (千人当たり)	2.5	1.3	0.4	4.2	3.5	7.7
年齢層	成人	被害者数(千人)	12 995	3 791	3 778	20 564	9 762	30 327
		被害率 (千人当たり)	2.5	0.7	0.7	3.9	1.9	5.8
	子ども	被害者数(千人)	2 980	1 024	282	4 286	5 679	9 965
		被害率 (千人当たり)	1.3	0.4	0.1	1.9	2.5	4.4

表 2

現代奴隷制:全世界の調査結果

現代奴隷制の被害者数と被害率、類型・男女・年齢別

		強制労働計	強制結婚	現代奴隷制
世界	被害者数(千人)	24 850	15 442	40 293
	被害率 (千人当たり)	3.4	2.1	5.4
地域	アフリカ	被害者数(千人)	3 420	5 820
		被害率 (千人当たり)	2.8	4.8
	米州	被害者数(千人)	1 280	670
		被害率 (千人当たり)	1.3	0.7
	アラブ諸国	被害者数(千人)	350	170
		被害率 (千人当たり)	2.2	1.1
	アジア 太平洋	被害者数(千人)	16 550	8 440
		被害率 (千人当たり)	4.0	2.0
	欧州・ 中央アジア	被害者数(千人)	3 250	340
		被害率 (千人当たり)	3.6	0.4

第 1 部：現代奴隷制の規模と発現形態

1.1 主な結果

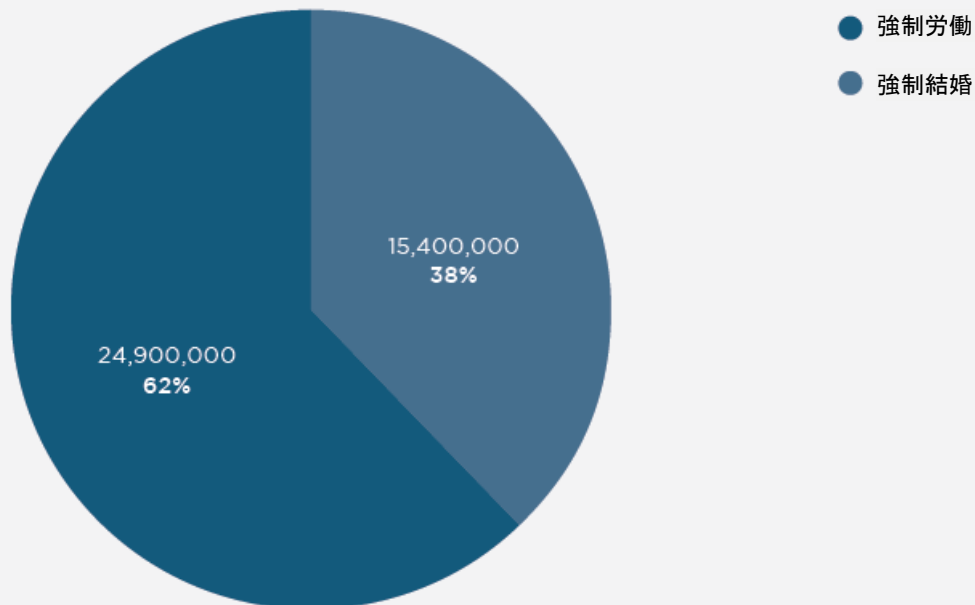
2016 年には、およそ 4,030 万人が現代奴隷制の被害者に

つまり、2016 年の任意の 1 日を取ってみた場合、4,000 万人を超える男女と子どもが、脅威によって自らの意思に反し、労働を強制されていたか、自らが同意していない強制結婚の状態に暮らしていた公算が大きい。現代奴隷制の被害率という点で見ると、2016 年には世界人口千人に 5.4 人が、その被害者となっている。方法論とデータに制約があるため¹⁰、これらの推計は控え目な数字と考えられる。

図 1

現代奴隷制

現代奴隷制被害者の数と割合、類型別



現代奴隷制被害者のうち、2,490 万人は強制労働、1,540 万人は強制結婚の状態に

これらの数字が何を意味するのかを、よく考えてみる価値はあろう。

- 2,490 万人は、脅威又は強要により、家事労働者として、工事現場で、闇工場で、農場や漁船で、その他の部門で、さらには性産業で働かされている。これらの人々は、民間の個人や集団、又は、国家当局により、労働を強制されている。多くの場合、これら被害者が作り出した製品や、提供したサービスは外見上、合法的な商業経路に合流している。強制労働者は我々が食べる食料や、身に着ける衣料の一部を生産したり、我々の多くが生活し、働くビルの掃除をしたりしているのである。

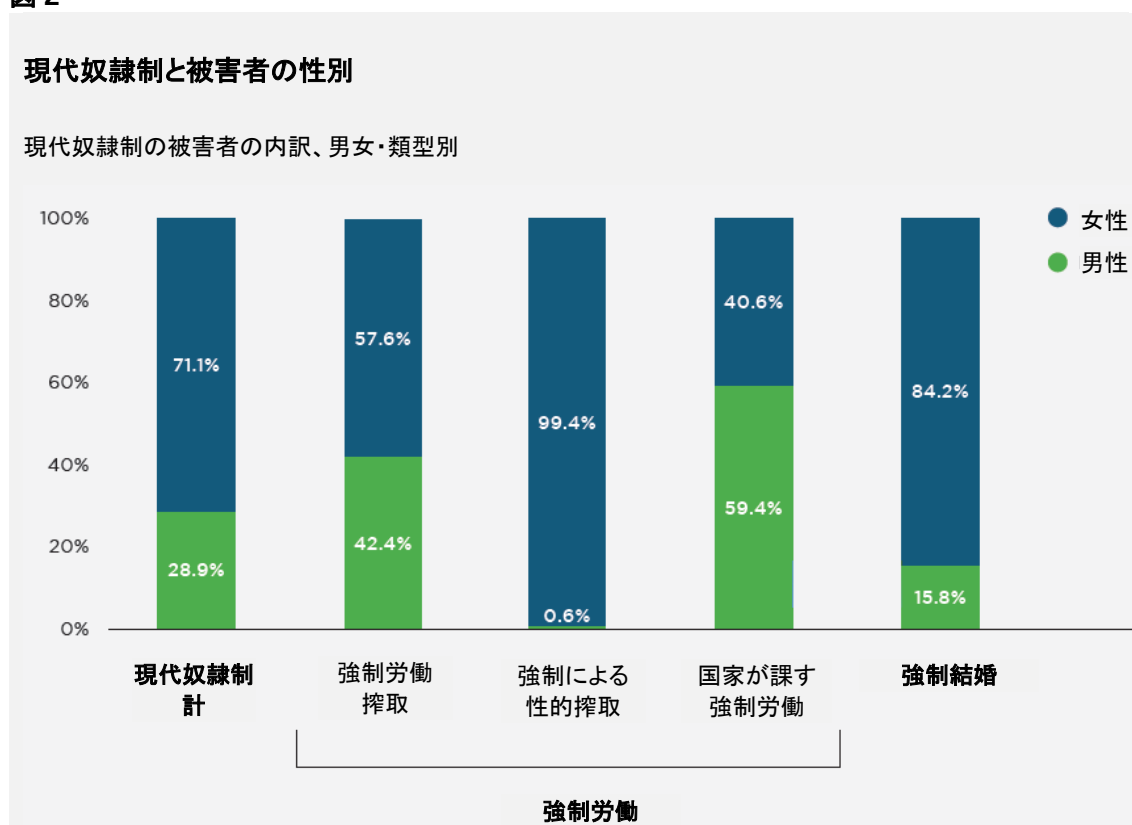
- 1,540 万人は、自らが同意していない強制結婚状態で暮らしている。つまり、性的な自律性を失っているだけでなく、しばしば「結婚」の名のもとに労働を提供する状態に耐えていることになる。

現代奴隷制の被害者の中には、女性と少女が圧倒的に多く、全体の 71%を占める

推計を見ると、男性よりも女性に、現代奴隷制の被害者が圧倒的に多いことが分かる（29%に対し 71%）。しかし、形態別には違いが見られる。とりわけ、民間経済における強制労働（家事や性産業を含む）と強制結婚の被害者は、女性と少女が圧倒的に多い。事実、女性と少女は、強制による性的搾取被害者の 99%と、強制結婚被害者の 84%を占めている。

この数字は、ジェンダーによる雇用と移住のパターンの大きな差を反映しており、予防と被害者特定の取り組みの焦点をどこに置くかを明らかにすることに役立っている。しかし、データを見ると、家庭内暴力や性的暴力を含め、女性と少女が被害者となることが圧倒的に多い人権侵害や、財産、教育、さらには市民権へのアクセスに関する差別的な信条や慣行のより幅広いパターンも関係していることが分かる。

図 2

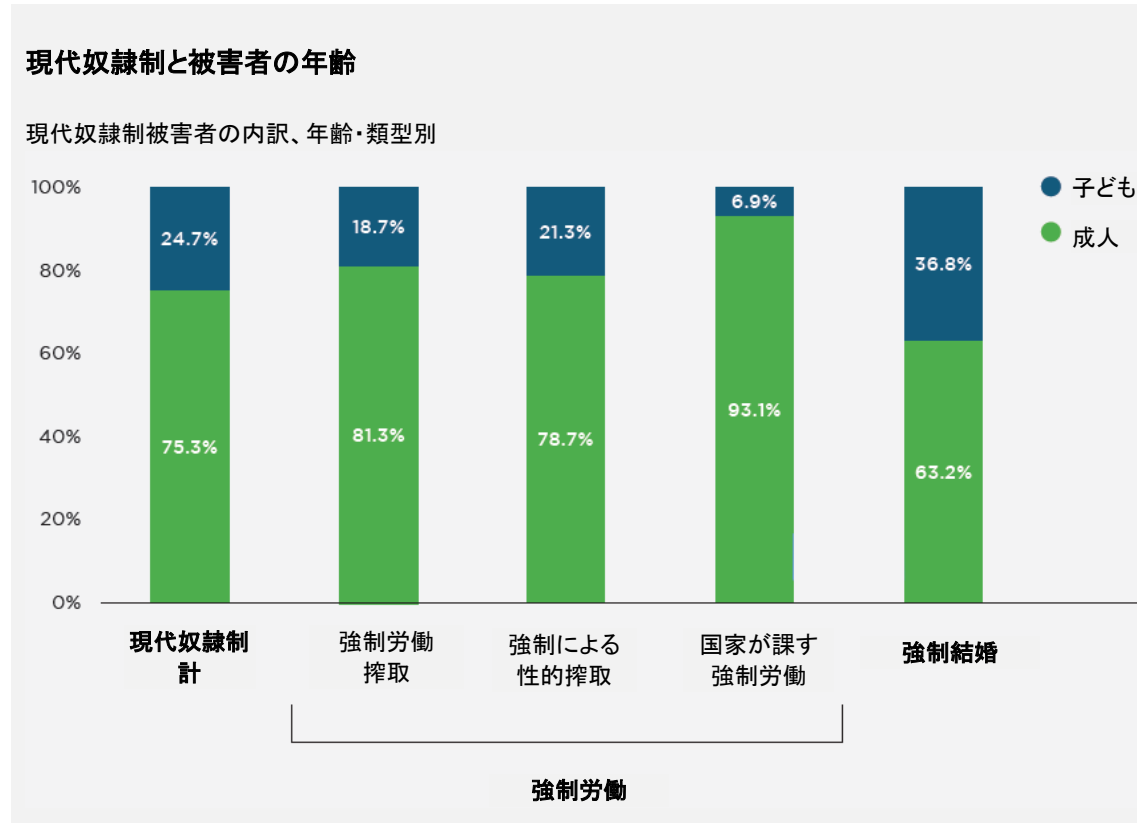


世界推計は、国家が課す強制労働形態の被害者は男性が圧倒的に多いことを示しているが、これは徴兵や投獄の乱用が男性に及ぼす影響を反映している。また、伝統的に肉体労働を伴う部門（建設、製造及び農林水産業）の強制労働被害者にも、男性が多い。また、推計を見ると、男性と少年が強制による性的搾取や強制結婚を含め、現代奴隷制の全側面で被害者となりうることも確認できる。よって、予防への取り組みにこうしたリスク特性を反映させるとともに、国内法や被害者への対応で、男性被害者にも配慮することが欠かせない。

2016 年の現代奴隷制被害者の 4 人に 1 人は 18 歳未満の子ども

現代奴隷制推計の最も憂慮すべき結果のひとつとして、子どもの被害者の多さが挙げられる。現代奴隷制被害者全体の 4 分の 1 に相当する 1,000 万人は子どもである。子どもは特に、強制結婚の被害者となることが多い。強制結婚被害者のうち、子どもは 570 万人と、全体の約 37%を占める。子どもはまた、強制による性的搾取被害者の 21%、強制労働搾取被害者の 18%、及び、国家当局が課す強制労働被害者の 7%も占めている。

図 3

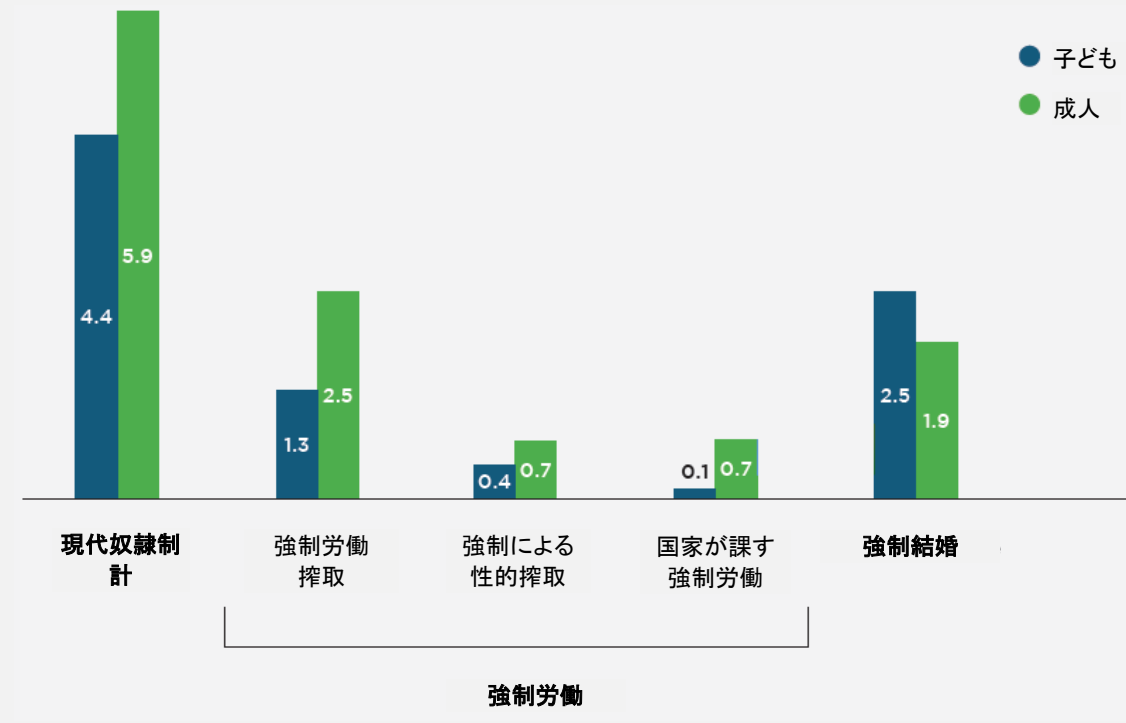


事実、現代奴隷制の被害率という点で、子どもと成人との間に大きな差はない。現代奴隷制の成人被害者は世界成人人口千人当たり 5.9 人であるのに対し、子どもの被害者の割合も世界の子どもの人口千人当たり 4.4 人に上る。現代奴隷制の形態別に被害率を見ると、成人は 3 つの強制労働形態すべてで、子どもよりも被害者となる確率が高くなっているが、強制結婚については、子どもが成人よりも被害者となる確率が高い。子ども千人当たりの強制結婚被害者は 2.5 人であるのに対し、成人千人当たりの強制結婚被害者は 1.9 人である。

図 4

現代奴隷制と被害者の年齢

現代奴隷制の被害率(千人当たり)、年齢・類型別



子どもの強制労働は、主として2つの形態を取る。1つは、子どもの保護者自身が強制労働の状態にあるケースであり、この場合、子どもは親と一緒に働くか、少なくとも同じ使用者のもとで働いている。もう1つは、子どもが直接の使用主による人身取引、欺瞞による徴用又は強要的手段の結果、単独で強制労働を課されるケースである。前者のケースでは、親が子どもの状況や作業環境を認識している可能性が高い。後者のケースでは、親が状況を把握している可能性は低く、単独で移住する子どもや、人身取引によって労働、特に家事労働を強制される子どもについても、同じことが言える。

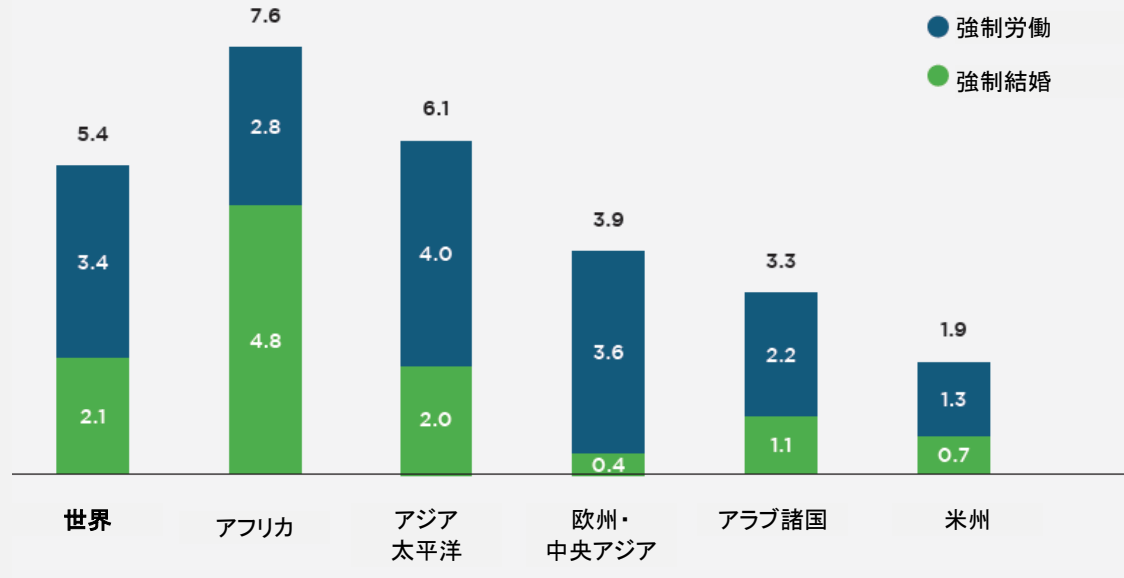
2012年から2016年までの期間、現代奴隷制被害者の総数は8,900万人に上ったが、被害の期間はまちまち

2012年から2016年までの5年間に、最低日数の強制労働又は強制結婚の被害者は、8,900万人に上っている。うち8,270万人は強制労働の被害者であり、650万人は本人の意思に反して強制的に結婚させられた。現代奴隷制の被害者が、その状況に留まる期間には、大きな差が見られる。数日か数週間で逃れることができる者もいれば、伝統的な世襲型債務労働や一部の強制結婚の場合のように、何年も隷属状態に置かれる者もいる。2012年以降、IOMの記録した被害者の強制労働搾取期間は平均で20カ月強であるが、性的搾取の被害者については、この期間が23カ月となっている。国家当局が課す強制労働被害者の搾取期間には、1カ月当たり数日（例えば、当局が国民に違法な地域社会の役務への参加を強制する場合）から、一部の懲役又は兵役関連強制労働の場合の数年まで、開きがある。

図 5

現代奴隷制の地域別被害率

現代奴隷制の被害率(人口千人当たり)、地域・類型別



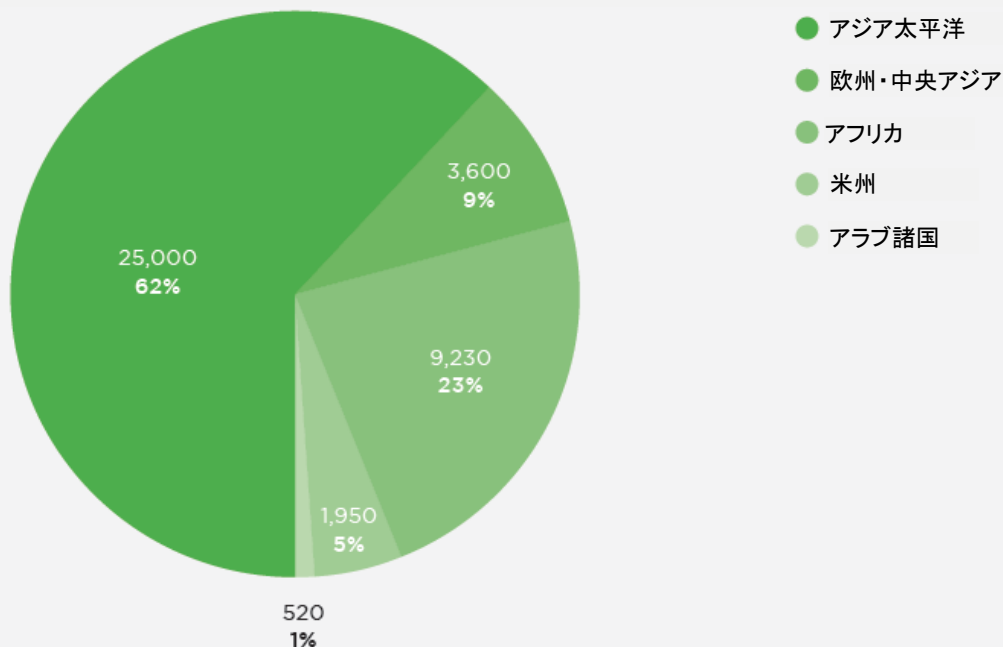
現代奴隷制の被害率はアフリカが最高

アフリカ地域では、千人に 7.6 人が被害者となっている。次いで被害率が高いのはアジア太平洋（千人当たり 6.1 人）で、これに欧州・中央アジア（千人当たり 3.9 人）、アラブ諸国（千人当たり 3.3 人）、そして最後に米州（千人当たり 1.9 人）が続いている。地域別被害率の順位は、強制労働と強制結婚という、現代奴隷制の 2 つの主類型について異なっている。アジア太平洋では強制労働の被害率が最も高い（千人中 4.0 人）一方で、強制結婚の被害率はアフリカで最も高くなっている（千人中 4.8 人）。地域別の数字は重要ではあるものの、データに大きなギャップや制約があることに留意しつつ、慎重に解釈すべきである¹¹。特に中央アジアとアラブ諸国では、強制労働と強制結婚が生じているという報告が数多く寄せられているにもかかわらず、調査がほとんど行われていない¹²。より包括的な全体像を把握するためには、国内レベルではるかに多くの調査研究作業が必要である。

図 6

現代奴隷制の地域別内訳

現代奴隷制の被害者(単位:千人)とその内訳、地域別



アジア太平洋地域には、現代奴隷制の被害者の大半が存在

現代奴隷制の被害者の絶対数を見ると、全世界の現代奴隷制の被害者全体の62%が暮らすアジア太平洋地域の重要性が浮き彫りになる。次いで被害者数が多いのはアフリカ地域(23%)で、以下、欧州・中央アジア(9%)、米州(5%)、そして最後にアラブ諸国(1%)と続いている。アジア太平洋地域は、あらゆる現代奴隷制の形態で被害者に占める割合が最も大きく、強制による性的搾取被害者につき73%、国家当局が課す強制労働につき68%、強制労働搾取被害者につき64%、強制結婚被害者につき42%となっている。

1.2 強制労働

表 3

強制労働

強制労働の被害者数と被害率、類型・男女・年齢別

		強制労働 搾取	強制労働の下位類型 強制による成人の性的搾取と 子どもの性的搾取	国家が課す 強制労働	強制 労働 計
世界	被害者数(千人)	15 975	4 816	4 060	24 850
	被害率 (千人当たり)	2.2	0.7	0.5	3.4
性別	男性 被害者数(千人)	6 766	29	2 411	9 206
	被害率 (千人当たり)	1.8	0	0.6	2.4
	女性 被害者数(千人)	9 209	4 787	1 650	15 646
	被害率 (千人当たり)	2.5	1.3	0.4	4.2
年齢層	成人 被害者数(千人)	12 995	3 791	3 778	20 564
	被害率 (千人当たり)	2.5	0.7	0.7	3.9
	子ども 被害者数(千人)	2 980	1 024	282	4 286
	被害率 (千人当たり)	1.3	0.4	0.1	1.9

本節では、強制労働搾取¹³、強制による性的搾取¹⁴、国家が課す強制労働¹⁵という 3 つの大分類を用いて、強制労働に関する主な調査結果を提示する。

1930 年の ILO 強制労働条約（第 29 号）によると¹⁶、強制労働とは「ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、右の者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務」を指す。全世界で、男女と子どもがさまざまな環境で強制的に働かされているが、その具体例としては、東南アジアの縫製工場で見られる強制労働、アフリカの鉱山での鉱物採掘、北米の農場でのトマト収穫、東アジアの家庭での家事労働、ラテンアメリカの農場での労働、欧州都市部での物乞い、湾岸諸国での高層ビル建設などの部門や地域が挙げられる。具体的な環境に関係なく、強制労働状況を識別できる特徴のひとつとして、就労や労働条件の受け入れが任意でないこと、及び、被害者が逃げられないようにしたり、その他の形で作業を強要したりするための処罰の適用や、その脅威があることが挙げられる。強要は身体的・性的暴力や家族に対する脅迫から、賃金からの天引き、身分証明書の取り上げ、解雇の脅威、当局への告発の脅威など、より巧妙なものに至るまで、多様な形態を取りうる。

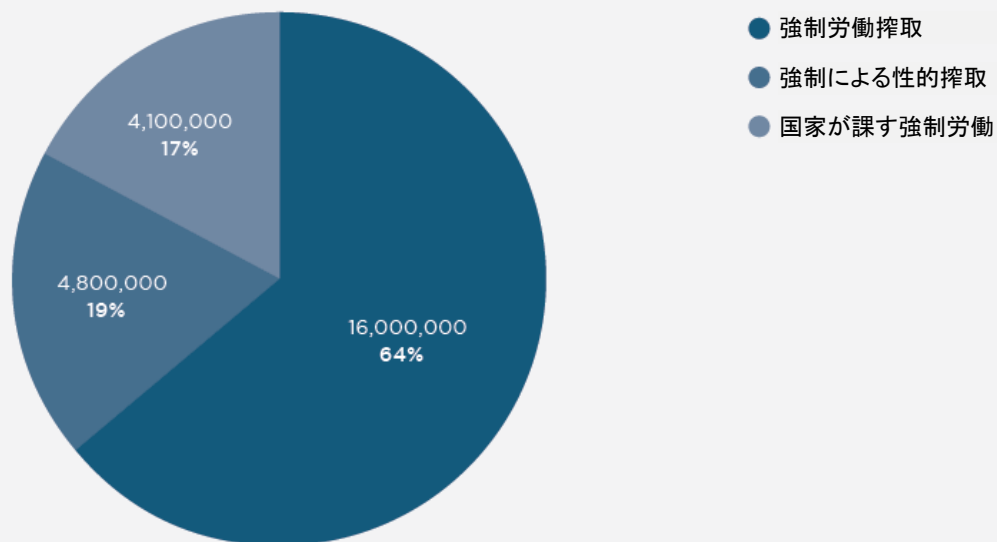
2016 年には、およそ 2,490 万人が強制労働の被害者に

何らかの強制労働の被害者 2,490 万人のうち、1,600 万人は農業、建設、家事労働、製造業などの経済活動における強制労働の被害者、480 万人は強制による性的搾取の被害者、410 万人は国家当局が課す強制労働の被害者である。

図 7

強制労働

強制労働被害者の数と内訳、類型別



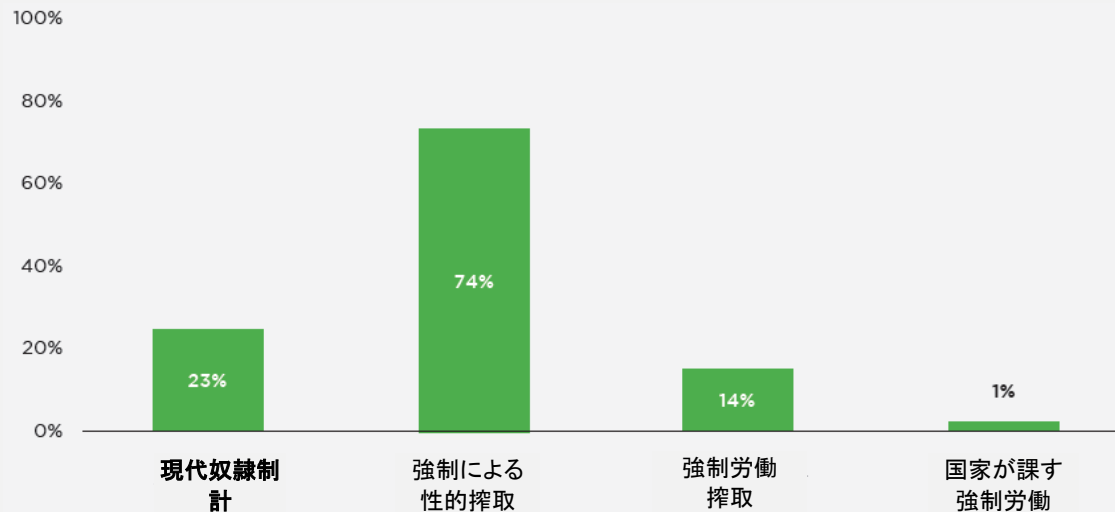
強制労働被害者の多くは、居住国以外で搾取¹⁷

被害者のほぼ 4 人に 1 人は、その居住国以外で搾取を受けている。図 8 に示すとおり、強制による性的搾取の被害者は、その居住国以外で搾取されることが最も多い一方で、当然のことながら、国家当局が課す強制労働はそれぞれの国内で生じている。しかし、この類型別の差異は部分的に、その測定に用いたデータソースの違いが原因となっている点に留意すべきである¹⁸。

図 8

強制労働と移住

居住国外で暮らす強制労働被害者の割合、強制労働形態別



居住国外で搾取を受ける被害者が多いという事実は、特に最も弱い立場に置かれることが多い女性と子どもにとって、現代の世界における移住に関連して大きな危険が存在することを物語る。この点については、パネル 2 で詳述する。このように、現代奴隷制との闘いは必然的に、安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクトなど、秩序ある安全な正規移住を促進する世界的な取り組みと関連づけられる。

パネル 2

移住と搾取の危険

ほとんどの移住は任意で、個人にも社会にもプラスの効果をもたらすが、移住は人身取引や搾取に対する脆弱性を高めることもある。例えば非正規移民は、誘拐や身代金要求、恐喝、身体的暴力、性的虐待、人身取引の被害者となりかねない。こうした移民は当初、自ら進んで密入国斡旋業者の世話になり、その途中で売買されることもある。目的地に着いた移民は正規、非正規の経路を問わず、言葉の壁や社会的統合上の課題、現地状況に関する限られた知識や交渉上の立場の弱さに付け入る悪質な使用者や地主により、人身取引やその他形態の搾取を引き続き受けやすくなる。武力紛争や自然災害、長引く騒乱など、人道的危機により生じた大規模な避難も、人身取引被害者となりかねない弱者層を作り出すことがある¹⁹。

国際移民の大半を構成する移民労働者と求職者は、その移住プロセス全体を通じ、人身取引の被害者となりやすい。労働移住はますます、世界の全地域内とその間で生じる複雑でダイナミックな現象となっている。アジアとアラブ諸国の間や、東南アジア域内など、一定の移住回廊では、移住労働者が大多数を占める国際移民の数が 1990 年以来、3 倍に伸びている。特に未熟練労働者の一時的労働移住は、恒久的な移民の流れを上回っており、このタイプの労働者に対するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保と、移住費用の削減という点で、大きなガバナンス上の課題を提起してい

る²⁰。多くの移民労働者は家事労働、製造業、建設業、農業など特定の経済部門に集中している。家事労働者については、最も弱い立場に置かれた労働者集団に入るため、特に注意する必要がある。

最近の報告書の中には、人身取引と移住との間の明らかなつながりを裏づけているものがある。国連薬物犯罪事務所（UNODC）の報告によれば、2012年から2014年までの間に発見された人身取引被害者のおよそ60%は、搾取を受けていた国以外の出身者であった²¹。IOMも、移民を餌食にする行動や、主要な移住経路で人身取引と関連の虐待・搾取形態の蔓延を助長している環境を裏づける証拠を提示している。例えば、北アフリカ（主としてリビア）から欧州へ向かう地中海中部ルートについて実施されたIOMの「動向モニタリング調査」では、回答者のおよそ4分の3が、虐待や搾取、強要、さらには人身取引に相当しかねない慣行を直接経験したとしている²²。UNICEFとIOMによる最近の報告書で紹介された調査結果も、地中海を横断する子どもと若者が、人身取引や搾取の危険に晒されていることを明らかにしている²³。

移住労働者を搾取する手段としては、斡旋手数料の徴収、給与や労働条件、さらには職務の性質それ自体に関する虚偽の約束などが挙げられる。移民労働者は、標準以下の労働条件で働かされたり、国内の基準や同僚を下回る賃金を支給されたり、さらに場合によっては、その移民としての地位、厳しい査証制度により困難な転職、及び／又は、債務奴隷の状態を理由として、このような搾取を継続的に受けたりすることがある。一部の地域では、特に二国間協定を通じ、移民労働者の保護が広がってはいるものの、移民労働者を強制労働や人身取引の危険に晒すような募集・採用制度を改革する必要性は残っている。

現代奴隷制の被害者の94%は、各地域の居住国と同じ所得水準の国で搾取

貧困は、現代奴隷制の重要な危険因子とみなされることが多く、国家間の富の格差がプル要因として持ち出されることが多い。貧困は労働移住の重要な決定要因となりうるが、それと同時に、移住への障壁ともなりかねない。最貧層に属する人々は、地域社会内部でも、他の移住産業関係者からも貸付を受けられず、目的地に到達するための資金を調達できないことが多いからである。しかし現在のところ、所得水準と強制労働の動向との間の関連性を突き止めるための経験上のデータは限られている。この問題について探求するため、強制労働被害者の推計を被害者居住国の所得水準と、搾取が生じた国の所得水準との比較で検討した。その結果を見ると、所得水準の違う国の間では、ほとんど移住の動きが見られないことが分かる。現代奴隷制の被害者の94%は、各地域の居住国と同じ所得水準の国で搾取を受けている。低所得国と低位中所得国で搾取を受けている被害者は、ほとんど全員が同じ所得水準の国の居住者であった。

1.2.1 強制労働搾取

本項では、商業的性的搾取を除く民間主体による強制労働搾取の被害者について取り上げる。

2016年には、およそ1,600万人が民間主体による強制労働搾取の被害者に

被害者全体に占める割合は、女性（57%）のほうが男性（43%）よりもかなり多い。強制労働搾取被害者の20%近くは子どもであるが、こうした子どもは家族から離れ、ひとりで

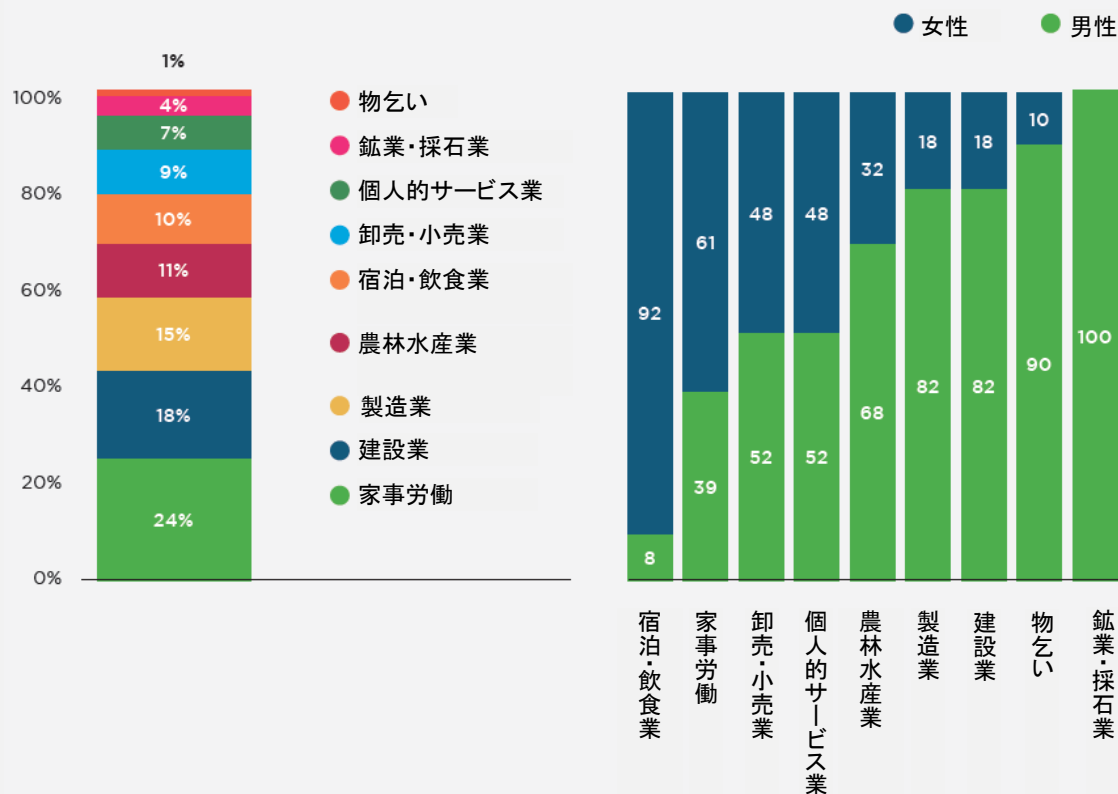
働くことも、親と一緒に働くこともある。業種が分かっている強制労働搾取の事例を見ると²⁴、最も多いのは家事労働で、全体の4分の1近くを占めている。これに続くのが建設業（18%）、製造業（15%）及び農林水産業（11%）である。

図 9

強制労働搾取が見られる部門

(a) 強制労働搾取被害者の部門別内訳^{(a), (b)}

(b) 強制労働搾取被害者の男女別内訳、経済活動部門別^{(a), (b)}



注: (a) 上記の数字は、業種が明らかになっている強制労働搾取の事例に関するもの。業種に関する情報が得られるのは、強制労働搾取の事例全体の 65%。(b) 物乞いを除き、業種分類は「国際標準産業分類第 4 次改訂」(大分類)に基づく。さらに詳しい情報と説明については、国連統計部のサイト (<https://unstats.un.org/unsd/cr/registry/regcst.asp?Cl=27>) を参照。

強制労働搾取の類型には、大きな性差

男性の被害者は女性の被害者よりも、鉱業、製造業、建設業及び農業の各部門で働くことが極めて多い。物乞いをさせられている被害者の 10 人に 9 人も男性である。女性の強制労働搾取被害者は、宿泊・飲食業と家事労働に従事することが極めて多い。

主な経済活動部門のそれぞれで、強制労働搾取は数多くの形態を取りうる。具体的には、しばしば奴隷制や、古くからの民族的・社会的差別の名残として世界の貧困国の一部で依然として見られる隷属的慣行から、現代的大企業のサプライチェーンにおける虐待に至るまで、多岐の形態にわたる。パネル 3 では、これら問題のいくつかを部門別に検討する。

パネル 3

民間経済における強制労働搾取の諸形態

家事労働

業種が明らかになっている強制労働搾取事例のうち 24%を占める家事労働部門は、潜在的雇用力という点だけでなく、極度の暴力を始め、内部で生じる虐待という点でも脚光を浴びるようになった。この部門の求職者総数は、移民女性を中心に着実に増大している。事実、ILO の最新移民労働者世界推計は、移民家事労働者に特に焦点を当てている²⁵。全世界には現在 6,700 万人の家事労働者がいると見られるが、うち約 1,150 万人は移民家事労働者であり、ほぼ 4 分の 3 は女性である。最も数が多いのはアジア太平洋地域で、世界の女性移民家事労働者のほぼ 4 分の 1 を抱えており、これに欧州が 22.1%、アラブ諸国が 19%で続く。しかも、高所得国には世界全体の約 80%に相当する 910 万人の家事労働者がいる。

ごくわずかな例外はあるものの、家事労働者は国内労働法による保護の対象となっていない。よく見られる苦情としては、賃金の不払い、賃金の留保、超過勤務手当の欠如、長時間の重労働、不十分な休日、健康管理と出産休暇の欠如、劣悪な生活条件、契約とその解除に関する問題などが挙げられる。それでも近年では、特に 2011 年の ILO 家事労働者条約（第 189 号）の採択以来、幾分かの前進が見られる。

家事労働者がしばしば直面し、強制労働状態につながることが多い強要は通常、仕事の募集と斡旋の仕組みから生じる。多くの文書で裏づけられているとおり、募集が性質上、細分化されているため、これが「過剰な手数料、強制労働に近い労働条件、契約のすり替え、査証売買及び苦情申立手続きの形骸化につながりかねない」。過剰な斡旋手数料はしばしば、直接の支払い、暴利の多額融資の返済又は給与天引き制度という形で、労働者に転嫁される²⁶。

移民家事労働者が査証取決めにより、長期にわたって同一の使用者に縛り付けられる場合、状況はさらに悪化するおそれがある。このような状況では、労働者が移動の自由を制限されて孤立し、虐待からの実効的な救済をまったく受けられなくなってしまうかねない。

建設業

建設業では、全世界の労働者の 7%が雇用され、判明した強制労働搾取事例の 18%が発生していると見られる。この業界の雇用条件は苛酷で危険なことで有名であり、労働災害も多く生じている。しかし、偽りの「自営業」制度の使用が、強要的慣行の増大を助長している兆候が見られている²⁷。

製造業

業種が判明している強制労働搾取事例の 15%を占める製造業では、主として所得が低い国々で強要を裏づける証拠が得られている。従来、東南アジア諸国の主にインフォーマル部門における小規模衣料品工場又は製靴工場に関心が集まっていたが、グローバル・サプライチェーン関連の危険性に対する認識が高まったことで、最近まで世論の関心を免れていた幅広い商品の生産について、強要が発覚するようになった。一例として、医療用作業着の製造が挙げられる。これは年間 1,500 億組の手袋を生産し、市場価値 50 億ドルを超える大規模な世界的産業である。この業界では、ほとんどの生産が移民労働者

に依存するアジアの工場に外注されている。これら工場の多くでは、過剰な労働時間と生産目標、多額の斡旋手数料の支払い、旅券の違法な取り上げ、そして場合によっては労働者の違法な投獄や殴打といった慣行が懸念されている²⁸。さらに規模の大きい製造業種を見ると、電気・電子業界での虐待も世界的な関心を集めており、電子、通信及びテクノロジー関連の大手ブランドの中には、強制労働を含め、そのサプライチェーンでの労働搾取に対する批判を受けているものもある。もうひとつの重要問題として、ハイテク企業は、反乱集団によって強制労働が課されているおそれのある紛争地帯で生産された鉱物（タンタル、タングステン、スズなど）をその製品に使用しないよう、圧力を受けている。

商業的農林水産業

商業的農業は、より広義の農林水産業の一部であるが、ここでは判明した強制労働搾取事例の 12%が発生している。商業的農業の低賃金作業の多くは季節労働であるため、強要の期間は短い可能性もある。共通の特徴として、労働提供者の存在が挙げられるが、これには人材紹介業者や人材派遣業者が含まれ、原則的に労働者に対する賃金支払と労働条件に責任を負う。さまざまな名前で呼ばれる違法業者は、賃金の不払いや遅配、移動の制限、暴力、脅迫など、典型的な形態の虐待を働いている。しかも、このような虐待の事例は、貧しい国だけでなく、比較的豊かな国の農業部門でも広く裏づけられている。

同じく農林水産業部門に含まれる水産物業界も、特に 2014 年、サプライチェーンで奴隷制を用いている企業があるとの報道が名指しで行われたことを受け、国際的な関心の対象となった。アジア地域の遠洋漁船について報告のあった最も過酷な事例の中には、暴行や死亡が絡むものもある。しかし、この業界は、虐待防止について独自の課題を抱えている。厳しい条件は漁業に付き物であり、海上での過酷な環境の中で、長時間労働や激務は当たり前となっているからである。しかも、現代的な工船の急増と、漁業のグローバル化は、漁船員を保護しようとする取り組みを極めて困難にしている。こうした漁船は、各国の労働監督制度の手が届かない遠方の漁場で、長期にわたって操業することもある。

この業界では、移民労働者が特に強要を受けるおそれが大きい。移民労働者はますます、先進国、途上国双方のさまざまな国を拠点に操業する漁船に乗り組むことが多くなっているが、これは主として、そうした国の国民が、激務と長期にわたる出漁に見合う給与が得られないと考えているためである。また、そもそもの操業自体が違法である（労働法の重大違反に加え、違法な仲介や密猟が絡んでいるため）ケースも多いほか、船主が費用の削減や、法執行当局の監視の目を逃れるために、不法移民を雇うこともある。

人身取引被害者その他、弱い立場に置かれた移民のための IOM「グローバル支援基金」は最近、インドネシア水域で操業する外国漁船の乗組員 600 人を支援するための資金拠出を行った。これら乗組員の中には、何年もの間、陸に上がっていない者もいた。被害者の 1 人は、22 年にわたって家族とまったく連絡をとれずに離れ離れになっていた。

漁船乗組員への虐待に加え、陸上での水産加工など、業界内のその他の活動でも、強要的慣行があるとの裏づけもある。虐待の危険が最も大きいのは、契約労働が広く用いられる場合、及び特に、特別な査証取決めにに基づき、外国から臨時労働者が雇われる場合である。

多くの移民漁業労働者は、斡旋業者のネットワークを通じ、目的地国に入国するが、法的に認可された斡旋業者を通じて採用される場合でさえ、多額の仲介手数料を払わされることが多く、それによって発生した個人債務を賃金から差し引かれることになる。また、労働仲介がインフォーマルで、労働者に雇用契約がない場合には、さらに虐待の危険性が高まる。

ほとんどの被害者は、斡旋業者又は使用者からさまざまな強要を受けている

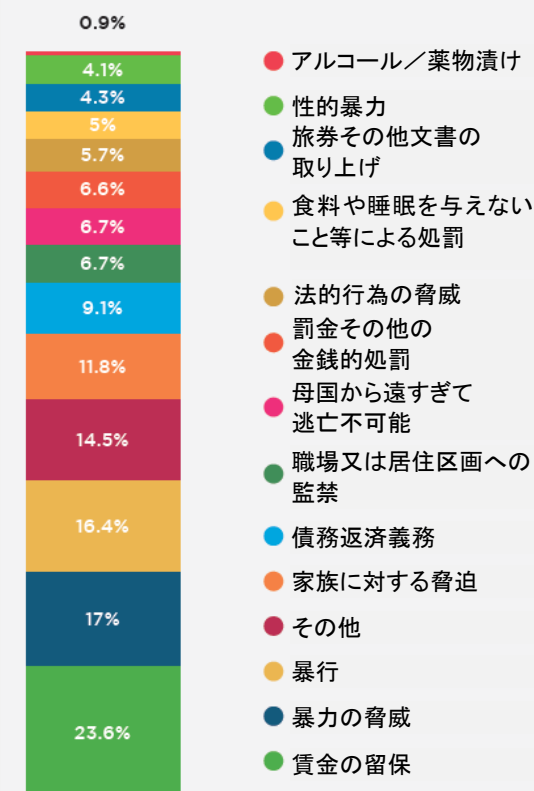
強制労働については、募集採用と雇用の両方の段階での強要手段を把握することが重要である。例えば、暴力やその脅威が用いられているか、債務の要因はどれだけ重要か、労働者は職場から離れることを物理的に禁じられているか、そして移民労働者の場合、出身国内の当初の募集地及び／又は職場で、強要又は欺瞞が用いられたかどうか、といった点である。ILOはこれらの懸念に関する指標を開発し²⁹、各国の統計局や研究機関が、成人と子ども双方の強制労働に関し、国内調査を行えるようにしている。

世界推計は、こうした問題を明るみに出した。最も広く見られる強要手段は、給与の留保又はその脅威であり、強制労働被害者のほぼ4分の1（24%）がこれを経験している。次いで多いのは、暴力の脅威（17%）であり、以下、暴行（16%）と家族に対する脅迫（12%）が続いている。推計を見ると、被害者が男性か女性かによって、異なる形態の強要が用いられ得ることも確認できるが、この調査結果は、被害者の特定と対応を行ううえで参考になる可能性がある。例えば推計を見ると、家族に対する脅迫、賃金の留保、監禁、食事と睡眠を与えないこと、法的行為の脅威は、男性被害者のほうが受けやすいことが分かる。対照的に、女性の強制労働被害者は、性的暴力を受ける割合が高く、旅券を取り上げられることも多くなっている。

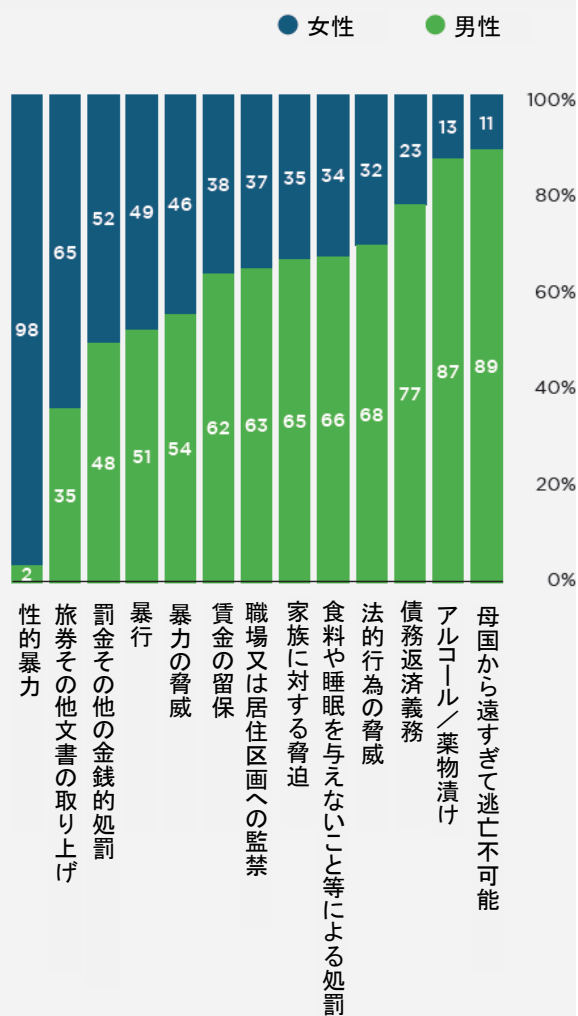
図 10

強要の手段

(a) 強制労働搾取被害者の割合、強制手段別



(b) 強制手段の内訳、男女別



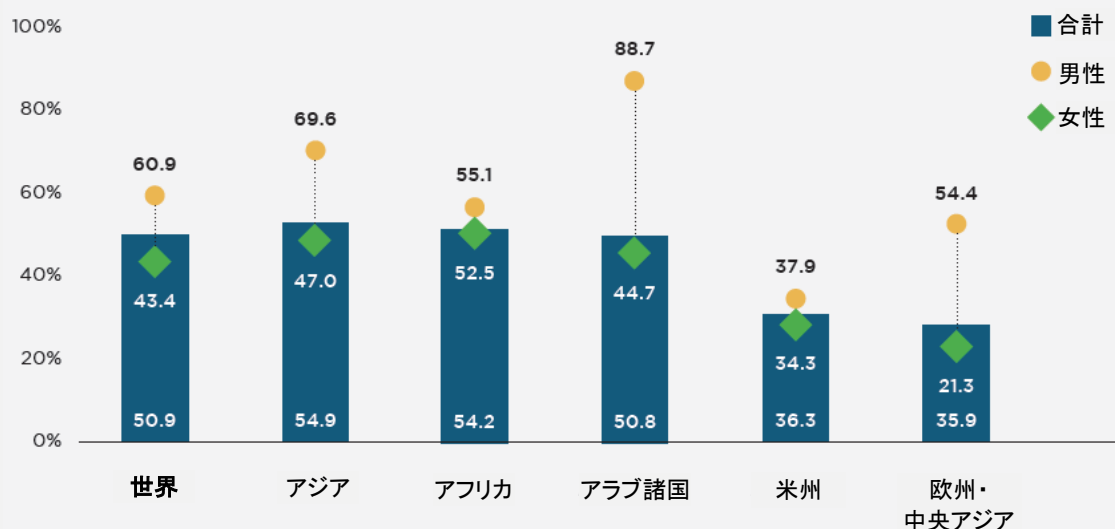
使用者又は斡旋業者による債務の操作を通じた債務奴隷は、強制労働搾取被害者全体の過半数に

推計の関連上、債務奴隷とは、債務返済のために労働を強制され、逃れることができないか、労働を強制され、かつ、債務があるために逃れられない状態を指す。全世界で強制労働搾取の被害者となっている男女の半分強は、債務奴隷の状態にある。農業、家事労働又は製造業で労働を強制されている成人に限ると、この割合は 70%を超える。こうした推計値には、従来型の債務奴隷形態と、斡旋手数料や仲介料が隷属につながる債務となるような、より新しい債務奴隷形態の両方が含まれる。債務奴隷の現状については、パネル 4 でさらに詳しく取り上げる。

図 11

債務奴隷

強制労働搾取被害者に占める債務奴隷の割合、男女・地域別



地域別分析では、債務奴隷が最も広く見られるアジア、アフリカ、アラブ諸国で、強制労働搾取被害者全体の約半分が債務奴隷の状態にあることが判明した。米州と欧州・中央アジアというその他2地域でも、強制労働搾取被害者の3分の1強が債務奴隷となっている。アラブ諸国では、強制労働搾取被害者に占める債務奴隷の割合が、男性よりも女性ではるかに大きくなっている。この地域では、女性強制労働搾取被害者全体の89%が、債務奴隷であるのに対し、男性被害者の割合は45%にとどまっている。一方、アジア太平洋と欧州・中央アジア地域のパターンは逆であり、債務奴隷の割合は、女性よりも男性の強制労働搾取被害者で高くなっている。アフリカと米州では、強制労働被害者に占める債務奴隷の割合が、男女ともほぼ同じである。

パネル 4

債務奴隷の現状

ほとんどの債務奴隷の場合、当初の債務が弁済できない速さで積み上がり、本人（場合によっては家族ともども）は債務が累積し、仕事の報酬水準では完済できないために、仕事を離れられなくなっている。バングラデシュで調査に回答した男性は、債務の際限ない累積をこう説明する。「私は家族を養うために貸付を受けたが、その後、元利の合計が膨大な額に達した。私は借金を返済するために労働を強制され、その賃金で債務を返済するようになった。」

このような状況で、債務返済は数年、さらには数世代続くことになる。また、債務が家族の間で継承されることも多い。チュニジアに居住する男性の調査回答者は「当時、イタリアの刑務所に入っていた私の兄弟の債務を返済するため、薬物の販売」を強制されたと語っている。その他、このような債務返済の負担と、それによってどのような弱い立場に立たされたかを回答する向きもあった。例えば、インドの30歳の男性強制労働被

害者は、自分と妻が直面する状況が「2 人にとって不幸の元凶となった。家族が脅迫を受けただけでなく、我々も家と村から追放するという脅迫を受けた。暴力の脅威もあった」と回答している。

労働移住と人身取引に関連する債務奴隷は、多くの国や部門を横断して見られる趨勢となっている。最近、国連人権理事会では、次のような報告がなされた。「北米、欧州、中東その他の先進国へと売買される人々の大多数は、建設作業、家事労働、農作業、工場労働、さらにしばしば売春などのさまざまな仕事で人身取引されているが、こうした移住労働者は債務奴隷その他の仕組みで拘束されていることが多い³⁰」これは主として、斡旋業者や使用者がしばしば、移住を可能にした対価として、不正かつ法外な斡旋手数料を徴収するためである。

アジアにおける債務奴隷のパターンは、この問題に関する最初の法律や政策が導入された 40 年余り前から、大きな変化を遂げている³¹。当時、債務奴隷は主として農業関連の現象であり、ほとんどの債務奴隷労働者は、家族の生活を維持したり、病気や持参金、冠婚葬祭の費用を賄ったりするために、地主から貸付を受けた小作人であった。こうした従来型の債務労働制度は、農業における封建的關係や、カーストに基づく不平等な力關係を特徴としていた。これが世代間で継承され、債務奴隷の家に生まれた子どもが、先祖が残した債務を返済することも多かった。

このような従来型の債務労働は南アジア全体、特に土地・小作改革が未導入で、地主が幅広い権力を持つ農村部で、今でも生き残っている。しかし、今日の債務労働には、国内の移住、労働請負業者や斡旋業者、さらにはインフォーマル経済の幅広い部門が関係していることのほうが多い。債務労働は鉱業や煉瓦製造、水産物加工、宝石のカッティング、絨毯織りなど、多くは有害作業を伴う業種で見られている。規模の大小を問わず、商業的農業では、季節的失業が臨時労働者や移住労働者の債務による束縛を伴う隷属につながるといふ、新たな債務奴隷のパターンも見られるが、これは従来の農業部門における隷属よりも、期間としてははるかに短い。

1.2.2 成人の強制による性的搾取と子どもの商業的性的搾取

本項では、民間主体が性的搾取目的で課す強制労働及び役務の被害者について取り上げる。その中には、任意によらずに何らかの商業的性的搾取状態に置かれたり、任意で性産業に従事したものの、そこから逃れられなくなったりしている男女が含まれる。また、子どもが絡む商業的性的搾取の全形態も含まれている。

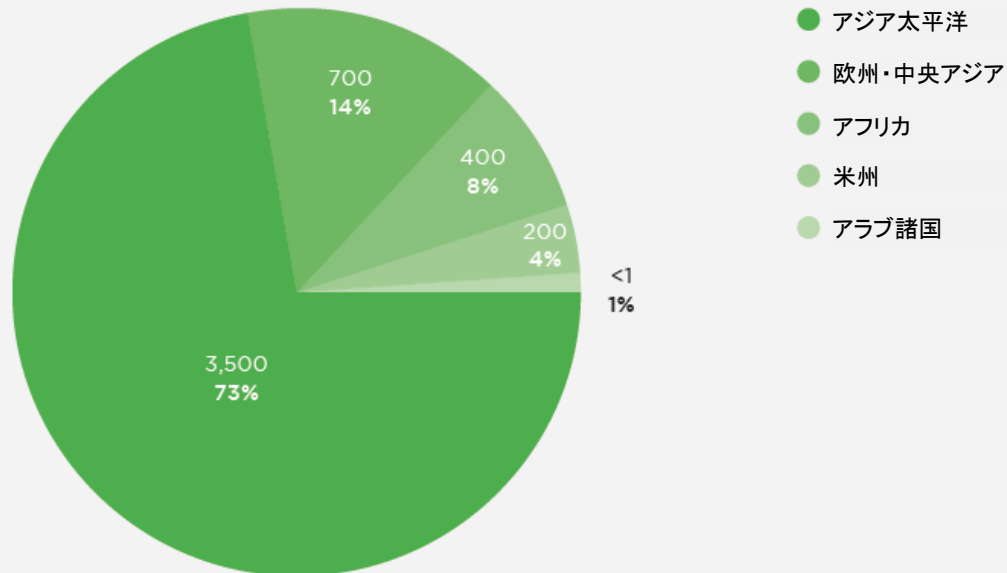
2016 年には、480 万人が強制による性的搾取の被害者に一ほぼ全員が女性

女性と少女は、強制による性的搾取被害者全体の 99%超を占める。アジア太平洋地域は、強制による性的搾取被害者の 70%超を占めており、これに欧州・中央アジア（14%）、アフリカ（8%）、米州（4%）、アラブ諸国（1%）が続く³²³³。IOM データベースの情報をみると、搾取期間が長いことが特徴であり、被害者は解放されるか逃亡するまで、平均で約 2 年間（23.4 カ月）の搾取を受けている。

図 12

強制による性的搾取の地域別内訳

強制による性的搾取被害者の構成比、地域別(単位:千人)



商業的性的搾取被害者全体の 5 分の 1 超は子ども

強制による性的搾取被害者のうち、100 万人超（全体の 21%）は、18 歳未満の子どもである。1999 年の ILO 最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）によると、何らかの商業上の性的活動による搾取を受けている子どもはすべて、商業的性的搾取被害者とみなされる。子どもの性的搾取被害者は、法執行機関や児童保護機関によっても、調査データの収集によっても特に把握が困難である。実際の数字は、現在の推計よりもはるかに大きい可能性がある。

1.2.3 国家が課す強制労働

本項では、国家が課す強制労働搾取の被害者について取り上げる。その中には、軍隊による徴用、公共事業への強制参加、強制囚役が含まれる。強制囚役には、強制労働収容所だけでなく、半官半民又は民営の行刑施設で課される労働も含まれる。

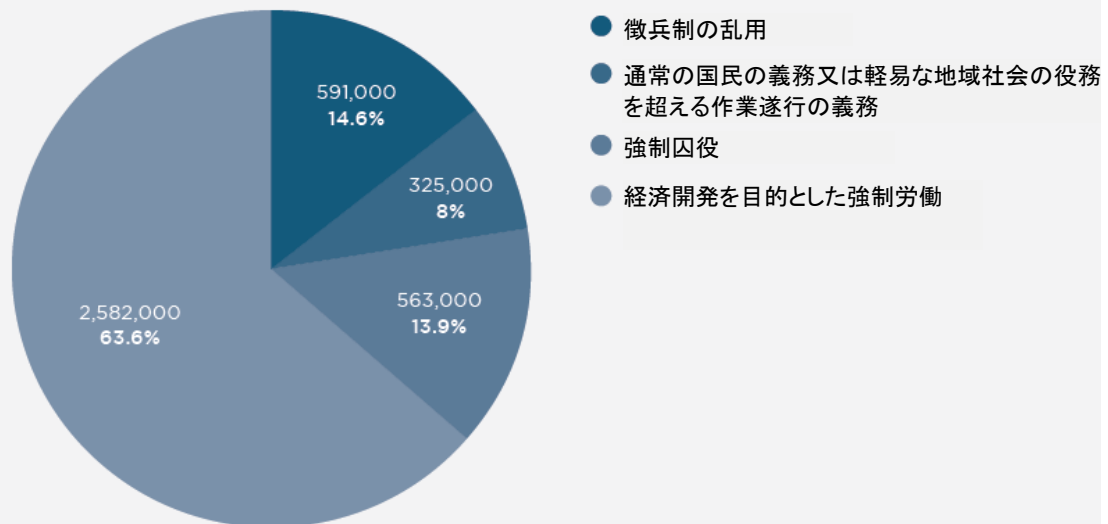
2016 年には常時、400 万人が国家により強制労働を課されていた模様

ILO が強制労働に関する初の条約を採択した 1930 年当時、国家が課す強制労働は大きな世界的問題かつ懸念事項となっており、冷戦のさなかの 1957 年に第 2 の条約が採択された時点で、これはさらに深刻となっていた。しかし最近では、民間主体が課す強制労働の事例が多く把握されるようになる中で、国家が課す強制労働に対する関心は薄れてきた。それでも、国家が課す強制労働が依然として、約 400 万人の被害者を出す大問題であることに変わりはない。

図 13

国家が課す強制労働

国家が課す強制労働の被害者数と内訳、国家が課す強制労働の形態別



国家が課す強制労働被害者の大半（64%）は、自国の政府により、経済開発を進めるために労働を強制されている。しかし、この全体的な数と割合は高いように見えても、この種の強制開発労働を実際に用いている国は一握りにすぎない。国家が課す強制労働被害者の15%は、徴兵制の乱用で駆り出されており、14%は関連の ILO 基準に違反する条件で囚役を強制されている。残りの 8%は、通常の国民の義務を超える作業若しくは役務、又は、ILO 基準で認められた活動の性質と範囲を越える地域社会の役務を強制されている。国家が課す強制労働被害者となる男性の割合は、女性よりも大きい、これは実質的に、関係国すべてで、徴兵制の乱用と囚役の対象となる男性が女性よりも多いためである。

国家が課す強制労働被害者の 7%は子ども

国家当局が子どもを用いていることが判明している強制労働の主な形態は、軽易な地域社会の役務への参加義務と国民の義務の乱用、及び、ある程度において、経済開発を目的とする作業である。前者の類型に属する強制労働被害者の過半数は子どもであり、特に北朝鮮の子どもは、その学校教育の一環として、職業教育という目標をはるかに越え、しかも身体的に過酷な作業に従事することを強制されている。世界的に見て、強制囚役又は徴兵制乱用の対象となっていることが判明している子どもはほとんどいないが、この分野については依然として、大きなデータの空白がある³⁴。武装集団や軍による子どもの強制徴用は、信頼できるデータがないため、推計からは除いている。

国家が課す強制労働の継続期間に大きな差

国家当局が課す強制労働の事例を見ると、綿花の摘み取りから道路の建設に至るまで、作業の種類が大きく異なるだけでなく、被害者の搾取期間にも大きな差があることが分かる。原則的に数週間という短期の事例は、学生、失業者又は何らかの個人の公共建設、産業又は農業プロジェクトへの強制参加など、経済開発作業を目的に国民を徴用する国で典型的

に見られる。また、国民の多くが自らの地域社会の利益とはならず、かつ、自らの地域社会の構成員が決定したわけでもない「地域社会の作業」の実施を強制されるという、地域社会の役務乱用の事例にも、同じことが当てはまる。このような場合、強制労働には 1 カ月当たり数日、多数の市民が関与するのが普通である。それとは正反対の事例を見ると、一部の国は徴用された兵士に対し何年もの間、非軍事的な業務の履行を強制している。また、強制囚役の期間は、行政拘禁下にある者については数週間であるのに対し、長期の懲役刑受刑者については、何年にも及んでいる。

パネル 5

強制囚役

強制囚役については、別個に検討すべきである。ILO 条約は、受刑者に労働を要求できる場合とできない場合に関し、幅広い原則を定めているほか、受刑者に労働が要求される場合には、民間部門の囚役への関与について制限を設けている。

原則的に、裁判所によって適正に有罪判決を受けた受刑者に対しては、労働を要求できる。有罪判決が出る前、又は行政拘禁下にある時点では、労働を要求することはできない。裁判所により有罪判決を受けた受刑者も、1957 年の ILO 強制労働廃止条約（第 105 号）で具体的に定められた思想上、政治上その他の様々な理由で投獄されている場合、労働を要求することはできない。さらに、民間の行刑施設に収容されている者を含め、民間の個人、企業又は団体が管理する受刑者については、特別の保護を保証する必要がある。この場合、ILO 監視機関は、労働の提供が任意に行われ、何らかの罰則の脅威が伴っていないことを確保するための諸要素に関し、指針を提供している。

強制囚役状態にあると推定される 56 万 3,000 人のうち、20 万 2,000 人は行政拘禁施設に収容されている。近年、強制労働を伴う行政懲役刑は減少しているように見えるが、東アジアと東南アジアの多くの国は、薬物乱用の増加に対処するため、裁判なしで強制拘禁を可能にする法律や政策を導入し、薬物依存症が疑われる者を治療する手段として、強制労働を課すようになってきた。数カ国のこのような「リハビリテーション施設」に関する報告では、適正手続きや法的扶助の欠如が明らかにされている。さらに移民や難民も、拘禁施設に収容され、行政手続の終了を待つ間、労働を強制される場合がある。

政治的その他の認められない理由により、強制囚役が用いられている事例は、特に把握が難しい。当然のことではあるが、抑圧的体制下での政治活動家やジャーナリスト、反体制派構成員に対する刑事上の制裁については、データが入手できていない³⁵。

また、民間企業が強制囚役にどのように関与したり、利益を得たりしているかに関する統計も、原則的に入手できない。囚役の私的利用（民営行刑施設、又は、公的行刑機関と民間企業との契約のいずれかを通じ）は、一部の国で蔓延しており、関係の民間主体が大きな収入を得ていることもある。行刑施設運営に民間部門を関与させるための措置が 1980 年代に講じられるようになって以来、多くの国ではこの政策をめぐる議論が生じている。民間部門の行刑への関与を支持する者は、これによって収監費用を削減し、更生に貢献できると主張している。その一方で、これが搾取を増加させかねないだけでなく、そもそも懲罰の権限は政府の中心的機能であり、これを民間部門に移すべきではないとして、異議を唱える向きもある。しかも、労働法や社会保障法は受刑者に適用されないことが多いため、囚役は自由労働に対する不正な競争手段となりかねない。

この問題については、ILO 監視機構と、最初の強制労働条約の批准国との間で、密接な対話が行われてきた。監視機構は、労働の選択が任意である旨の納得できる証拠の必要性を指摘している。

1.3 強制結婚

表 4

強制結婚

強制結婚の被害者数と被害率、男女・年齢・地域別

		被害者数(千人)	被害率(千人当たり)
世界		15 442	2.1
性別	男性	2 442	0.6
	女性	13 000	3.5
年齢層	成人	9 762	1.9
	子ども	5 679	2.5
	アフリカ	5 820	4.8
地域	米州	670	0.7
	アラブ諸国	170	1.1
	アジア太平洋	8 440	2.0
	欧州・中央アジア	340	1.1

2016 年には、およそ 1,540 万人が強制結婚状態に

強制結婚とは、年齢に関係なく、本人が自らの同意なく結婚を強制されている状態を指す³⁶。強制結婚は、奴隷制及び隷属的結婚を含む奴隷制に類する慣行の禁止を通じて禁じられている³⁷。

強制結婚には多くの理由があるが、その中には、長年の文化的慣行と密接に結びついているものがある。世界の一部では、少女と女性が家族への金銭支払いや債務の帳消しと引き換えに、又は、家庭争議を解決するために結婚を強制されている。激しい紛争が起きている国では、武装集団により拉致され、戦闘員と結婚させられて、あらゆる類の性的、身体的、情緒的虐待を受ける被害者もいる。先進国でも強制結婚は起きており、女性や少女が文化的理由から、又は、他者の入国を確保するため、外国人男性との結婚を強制されている。強制結婚させられた被害者は、性的搾取や家庭での隷属などの強制労働など、他の形態の搾取を受ける危険性も高まる。こうした状況で、子どもは特に弱い立場に立たされている。

2016 年の時点で、強制結婚の状態で暮らしている者は 1,540 万人に上ると見られる。そのうち、2012 年から 2016 年の 5 年間に新たに生じた強制結婚は 650 万件で、残りはそれ以前の時期に生じ、2016 年まで続いている強制結婚関係である³⁸。被害率で見ると、全世界で千人に 2.1 人が、2016 年の時点で強制結婚の状態にある。ここで特に留意すべきは、強制結婚の測定がまだ初期段階にあり、その範囲と方法論は今後、ともに精緻化される可能性が高いという点である。よって、現時点の推計は控え目な数字とみなすべきである。

強制結婚の被害者数と被害率が最も大きいのは、アフリカ地域とアジア太平洋地域

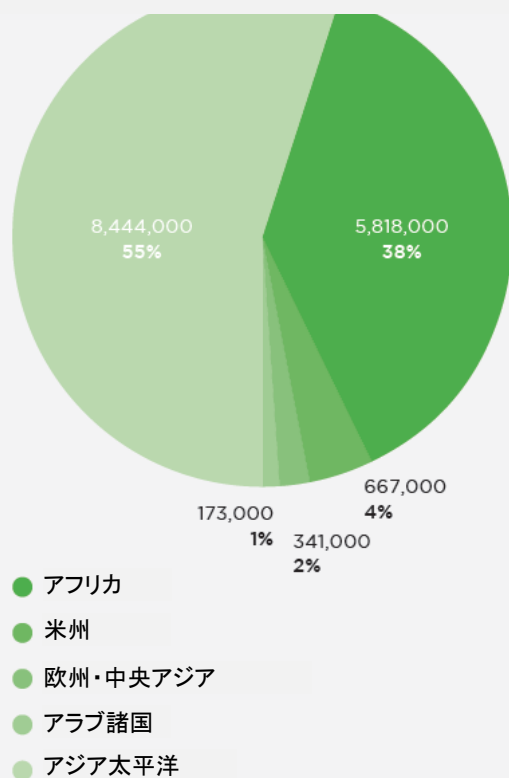
強制結婚全体の 90%超は、アフリカとアジア太平洋の 2 地域で生じている。被害率はアフリカで千人当たり 4.8 人と、圧倒的に高く、これにアジア太平洋地域（千人当たり 2.0 人）、欧州・中央アジア地域とアラブ諸国地域（千人当たり 1.1 人）、米州（千人当たり 0.7 人）が続いている。しかし、これら地域別の数字は、データの入手可能性が地域によって異な

ることによる影響を受けている。例えば、中央アジアとアラブ地域では、強制結婚の事例が多く報告されているが³⁹⁴⁰、この問題に関する調査はほとんど行われていない。

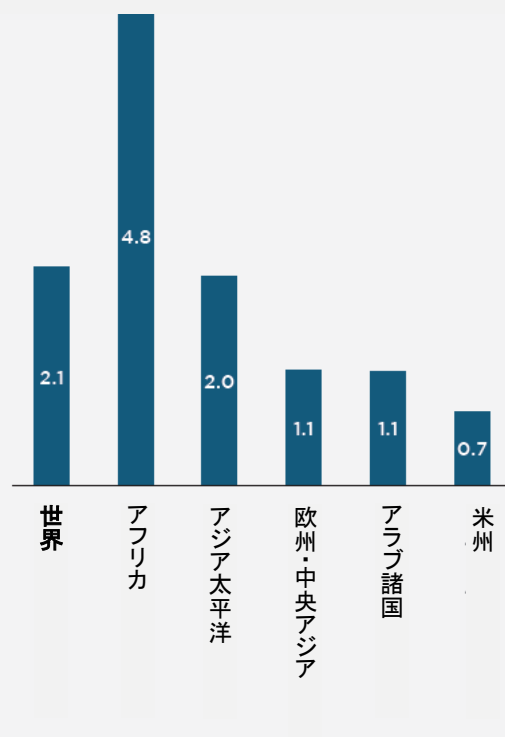
図 14

強制結婚の地域別比較

(a) 強制結婚被害者の数と構成



(b) 強制結婚被害率(千人当たり)、地域別



注: 上記の数値は、7万1,000人を超える15歳以上の回答者との面談を含め、48カ国で実施された国内世帯調査に基づく。さらに詳しくは、方法論に関する参考資料を参照。

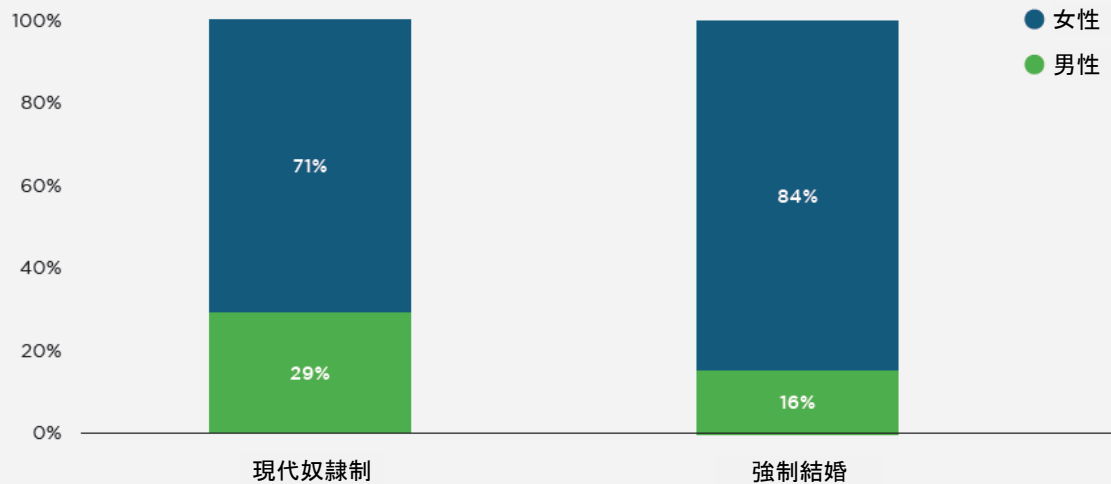
強制結婚被害者のほとんどは女性と少女

2016年の時点で、強制結婚状態で暮らす女性と少女は1,300万人と、強制結婚被害者全体の84%を占める。強制結婚状態にある女性の割合は、あらゆる形態の現代奴隷制に女性が占める割合をはるかに上回る(71%に対し84%)。

図 15

強制結婚の男女別構成

強制結婚被害者の内訳、男女別



パネル 6

強制結婚: 追加的な考慮事項

成人の強制結婚は極めて複雑な問題である。見合い結婚が常識となっている社会もあり、強要があったかどうかを判断することが困難なことがあるからである。強要は、交換婚や隷属婚、レビレート婚⁴¹など、多様な形を取りうる。一部の社会では、レイプ犯が通常、被害者の家族の同意を得たうえで被害者と結婚すれば、刑事制裁を逃れられるという理由で、強制結婚が生じることもある。

強制結婚は、親戚が具体的な目的地国に居住するために必要な証拠書類を確保するなどの目的から、移住との関連でも生じうる。武装集団が紛争中に強制結婚を用いることもある。紛争中と紛争終結後の強制結婚被害率は、慎重に検討する必要がある。物理的、経済的な不安を抱える家族は、貧困を緩和し、少女を困難な生活条件から守るための手段として、強制による早期結婚を用いることがある。同様に、子どもに安全な場所と就職口を提供するという口実で、人身取引犯が家族を騙すこともある⁴²。

国連薬物犯罪事務所（UNODC）は、世界の人身取引に関する最新報告書で、世界各地の国々が 2012 年から 2014 年までの期間につき報告した結婚目的の人身取引に関するデータを取りまとめている⁴³。強制結婚又は偽装結婚を目的とする人身取引は合計で、発見された人身取引被害者全体の約 1.4%を占めている。本報告書で提示した強制結婚の推計と比較すると、強制結婚が大幅に過少報告されていることが示唆される。UNODC の報告書で指摘されているとおり、結婚目的の人身取引は、欧州における組織的な非正規移住・不正受給のからくりから、中央アジアと中東の伝統的慣行（同意のない結婚や、場合によっては誘拐婚）、さらには東南アジアでの婚姻目的の女性人身取引に至るま

で、さまざまな様相を呈する。しかも、中欧の女性を西欧での偽装婚目的で募集する大規模な組織的国際犯罪集団という形による、新たな人身取引の手口も表面化してきた。

今回は強制結婚に関する初の世界推計であるため、その方法やデータ収集をこれから進化、成長させてゆくことが重要である。強制結婚に関する統計情報の中には、国別のレベルで提供されるものも出てきた。例えば、一部の国は強制結婚対策組織を設け、照会や事例に関する重要なデータを提供している。

強制結婚状態にある被害者のうち、婚姻時に子どもであった者は 3 分の 1 超、子どもの被害者はほぼ全員が少女

強制結婚状態にある被害者のうち、37%は婚姻時に子どもであったと見られる。子どもの被害者のうち、44%は 15 歳未満で結婚を強制されている。判明している強制結婚の事例で最も若い被害者は、結婚を強制された時点で 9 歳であった。少女は少年よりも強制的に結婚させられることが圧倒的に多い。事実、子どもの被害者の 96%が少女である。児童婚は原則として、強制結婚とみなされる。当事者の少なくとも一方は定義上、全面的で自由な、かつ情報に基づく同意を表明できないからである⁴⁴。しかし、本推計の関連上、強制結婚の測定は調査で把握された事例に限られていることを明らかにしておくことが重要である。すなわち、本推計における強制結婚には、調査回答者の年齢に関係なく、回答者が同意なしに強制されたと報告している成人と子ども双方の結婚がすべて含まれているということである。よって、児童婚は現在のところ、世界推計に必要な規模と具体性をもって十分に測定できていないため、本推計には児童婚のあらゆる事例が含まれているわけではない。

第2部:現代奴隷制に終止符を:2030年に至る道のり

世界推計は、本来過去のものであるべき強制労働と強制結婚が今も存続していることを実証している。それどころか、こうした現代奴隷制の形態は、現代世界でも悲しいことに当たり前のものであり、事実上すべての国で被害者を出している。本推計を見ると、2016年の時点で4,000万人超が現代奴隷制の被害者となり、しかもその4分の1は18歳未満の子どもであることが分かる。2030年までに現代奴隷制と人身取引に終止符を打つという約束を守ることは、極めて困難な課題と言える。

適切な政策選択は欠かせない。1956年の奴隷制度及び奴隷制度に類似する慣行に関する国際連合条約、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（2000年）、並びに、ILO強制労働条約第29号と第105号、1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）、1930年強制労働条約の2014年議定書及び2014年の強制労働（補足的な措置）勧告（第203号）をはじめ、多くの国際的な取決めが、この点に関する指針を提供している。これらの取決めは、強制労働、奴隷制及び人身取引が重大な犯罪であり、また、そのように取り扱われる必要があるという、明快なメッセージを発信している。しかし、その一方で、こうした虐待を刑法の執行だけでなくすることはできないことも明らかにしている。必要なのはむしろ、根本的原因や予防への取り組みと、被害者の保護を重視するすそ野の広い対応である。

ゼロからスタートする必要はない。我々はすでに、強制労働と強制結婚だけでなく、人身取引や奴隷制の罪に関連する計画策定の経験を多く積み上げており、これが今後の取り組みに向けた基盤と重要な教訓を提供してくれるからである。

しかし、2030年のターゲットを期限までに達成するためには、より速く、より包括的な前進が必要である。被害者の総数と、保護又は援助を受けている者の数との間には、引き続き大きな格差が存在する。また、重要な社会的弱者集団がこれまで、あまりにも軽視されすぎてきたことも事実である。例えば、強制結婚への何らかの対策を立ち上げた国はほとんどなく、また、多くの国は男性と少年の被害者を保護する対策をまだ講じていない。いくつかの国では、法的な空白によって、国家が強制労働を課せるようになっているため、これにも取り組まねばならない。さらに、現行の手法や介入を慎重に評価し、調整又は強化が必要なものはどれか、また、最も大きな成功を収め、模範として活用できる可能性が最も高いものはどれかを明らかにする必要もある。

世界推計は、現代奴隷制の規模や発現形態に関し、極めて重要な知見を提供している。以下では、世界推計の結果を用いて、2030年までに目標を達成するための現代奴隷制への政策対応に鍵を握る要素につき、いくつか論じることとする。また、こうした対応の参考や指針として、さらに必要な情報や、これを支援する国際協力とパートナーシップの役割についても取り上げる。

2.1 政策対応の構築:予防と保護

現代奴隷制に終止符を打つためには、脆弱性を助長し、虐待を可能にしている数多くの経済的、社会的、文化的及び法的な諸要因に取り組む必要がある。万能の解決策はあり得ないため、現代奴隷制が依然として生じている多様な環境に適した対応が必要である。それでも、世界推計とこれまでの経験から、2030年に向けた包括的な政策優先課題をいくつか特定することはできる。

人々を現代奴隷制へと追いやりかねない脆弱性を解消するためには、社会的保護の土台を含む社会的保護制度を強化する必要がある⁴⁵。現代奴隷制が最も起こりやすいインフォーマル経済に労働者の権利を拡大し、労働者を搾取から守ることが必要である。

現代奴隷制の中には、移住をきっかけとしているものが多くあるため、強制労働を予防し、被害者を保護するためには、移住ガバナンスの改善が欠かせない。また、現代奴隷制の危険性と類型は、ジェンダーによって大きく異なるため、政策対応を定める際には、この観点にも配慮せねばならない。債務奴隷の根本的原因となっている幅広い強要手段に取り組むことも、強制労働を防ぐうえで必要な要素である一方、現時点で特定も対処も行われていない大多数の現代奴隷制被害者に保護を拡大するためには、被害者の特定を改善することが不可欠である。最後に、現代奴隷制の多くは国家の脆弱性や紛争、危機を背景に生じていることが分かっているため、こうした状況における人道支援の一環として、現代奴隷制の危険性に取り組むことも必要である。これらすべての優先分野にける政策措置は、エビデンスに基づき、かつ、該当国における現代奴隷制の具体的特徴に関する調査や統計を参考とすべきである。

土台を含む社会保護制度の拡充。 貧困や突然の失業、自然災害、武力紛争、経済危機その他のショックに関連する脆弱性は、人々を現代奴隷制へと追いやるうえで決定的な要因となりかねない。よって、こうした脆弱性を和らげるためには、社会的保護が不可欠となる。ところが、ILO の推計によると、ある程度の前進にもかかわらず、50 億人超が適切な社会的保護の対象となっていない。よって、社会的弱者が現代奴隷制の被害者とならないようにするためには、土台を含む社会的保護制度の構築が引き続き必要と言える⁴⁶。現金給付制度や職業安定制度、医療保障、母性保護、障害給付、失業保険、高齢者の所得保障はいずれも、強制労働や強制結婚につながりかねない脆弱性の相殺に役立つ、充実した社会保障制度にとって大切な要素である。

こうした制度は、被害者の立ち直りと再被害の防止を促進するうえで、重要な役割を果たす。特に、少額融資・少額保険制度は、家庭の金融市場へのアクセスを助け、いくつかの危険に備えることを可能にするため、社会的弱者世帯が債務奴隷とならないようにするうえで、重要な補足的役割を果たしうる。

すべての人の基本的権利の確保。 世界推計は、今日の強制労働の多くが民間経済、特に農業、建設業、製造業、家庭内サービス及び商業的性産業で起きることを示唆している。こうした部門や産業で働く人々は、移民労働者であるか、インフォーマル経済で働いているか、労働監督を含め、法執行に大きな課題を突き付けるような契約上の、又は地理的な条件下で働いているために、最も保護が行き届かない社会的最弱者層に属することが多い。フォーマル経済、インフォーマル経済のどちらで働いているかに関係なく、すべての男女と子どもを、その基本的権利の侵害から守るべきである。刑法とその執行は、現代奴隷制への国内的対応として欠かせない。強制労働の危険性を低下させるためには、移民を含め、保護の行き届かない部門や集団に権利を拡大することも不可欠である。結社の自由や団体交渉の権利を確保し、危険に晒された労働者が労働者団体に加入できるようにすることは、この関連で特に重要である。

強制結婚の被害者となりやすい人々の権利確保も欠かせない。例えば、刑法の発展と執行に加えて、教育を受ける権利の推進も、強制結婚の予防に役立つことを示唆するエビデンスが存在する。地域社会との連携により、人権に基づく教育を行えば、女性と少女の意識向上に貢献し、地域社会の強制結婚に対する抵抗力を高めることができる。

公正で効果的な移住ガバナンスの確保。 世界推計を見ると、強制労働被害者のほぼ 4 分の 1 は、居住国以外で搾取されているため、予防と保護の取り組みには、移住ガバナンスの

改善が絡んでくることが分かる。ほとんどの移住は自発的であり、個人と社会にプラスの効果を与えているが、強制労働や虐待を受けやすい移民も多い。正規の安全な移住の道が閉ざされれば、移民はしばしば密入国斡旋業者の助けを借りながら、非正規の危険な移住経路を選ぶことになる。目的地に着いた移民は、正規の経路を利用した場合も含め、インフォーマルな就職斡旋業者を頼りにすることで、強制労働の被害者となりやすくなることもある。

移住ガバナンスに欠陥があれば、現代奴隷制の存続や、さらには拡大の温床となる。例えば、労働者の就職斡旋制度の不備や、国際結婚仲介業者のずさんな規制は、仲介業者の活動が野放しで成長する余地を与え、中には過剰な斡旋料の請求で脆弱な移民労働者を債務奴隷の状態に追い込むなど、移民を虐待する業者も現れることになる。移民労働者に対する査証規制の強化も、強制労働に対する脆弱性を高める。移民が抱える独自の脆弱性は、移住の利益を最大限に高め、その危険や社会的費用を最小限に抑える全般的な移住ガバナンス改革を通じて取り組むべきである⁴⁷。世界推計によると、強制労働被害者の約4分の3は、自国で虐待を受けているが、その中には国内の移住者も多い可能性が高いため、こうした国内移住者が抱える脆弱性も軽視すべきではない。

ジェンダーに関連する脆弱性への取り組み。世界推計は、現代奴隷制による被害という点で、男女間に大きな差があることを示唆している。特に、民間経済における強制労働（家事労働や商業的性的搾取を含む）と強制結婚の被害者は、女性と少女が圧倒的に多い。一方、徴兵や投獄の乱用が男性を対象にすることを反映し、国家が強制する強制労働の被害者には男性が相対的に多いのに加え、建設業、製造業、農業部門の強制労働被害者に占める割合も大きくなっている。また、世界推計を見ると、被害者が男性か女性かによって、強要の手段がかなり異なることも確認できる。女性の強制労働被害者は、性的暴力を受ける割合ははるかに大きいのにに対し、男性被害者はその他の身体的暴力や暴力の脅威、家族に対する脅迫を受ける可能性が高い。政策対応の実効性を確保するためには、こうした虐待のパターンと、現代奴隷制の決定要因としてジェンダーが果たす全般的な役割をはっきりと反映させねばならない。予防と保護に取り組む際には、女性が被害に遭う危険性が概して高いことに鑑み、これを優先させる必要があるものの、いくつかの国では、現代奴隷制対策でこれまで軽視されてきた男性被害者にも配慮が必要である。

債務奴隷への取り組み。世界推計は強要の手段に関し、債務奴隷の被害率が極めて高いことを明らかにしている。事実、強制労働被害者の過半数は、何らかの債務奴隷状態にある。この調査結果から、予防と保護のための政策で、債務奴隷と債務奴隷制度の根本的原因にも取り組まねばならないことは明らかである。債務奴隷の慣行は、古くからの差別パターンや社会的意識、さらには金融サービスへのアクセスの不平等に深く根差していることもある。このような場合には、少額融資や少額保険の取り組み、土地所有制度改革、さらには全般的な社会的保護のような措置が、特に重要性を帯びてくる。しかし、しばしば移住ガバナンスの欠陥と関連づけられるその他の債務奴隷形態も、重要性を増しつつある。具体的には、野放しとなっている人材派遣、斡旋及び仲介業者による過剰な手数料の請求から生じる債務奴隷の事例が挙げられる。これら比較的最近の債務奴隷形態については、上述のとおり、公正かつ効果的な移住ガバナンスの確保を目指す全体的な改革の一環として取り組む必要がある。

本推計は、保護・予防政策で対処すべき強要に関し、その他の知見も提供している。例えば、賃金の留保は、被害者が強制労働から逃れられないようにするために、最もよく用いられている手段であるが、ほとんどの法律制度において、この行為は刑事司法当局の注意を喚起するほど深刻なものとはみなされていない。この見落としに取り組むための法改正を導入すれば、この強要形態の取り締まりに向けた重要な一歩となろう。

被害者の特定と保護への注力。現代奴隷制に終止符を打つためには、被害者を効果的に特定するとともに、被害者の虐待状態からの安全な脱出を確保し、その立ち直りを促すための措置を講じる必要がある。4,000 万人を超えると推計される被害者の数と、近年に特定され、支援を受けたはるかに少ない被害者の数との間には、大きな格差が存在する。この事実は、現代奴隷制の性質と発現形態をとともに把握することにより、被害者の特定に優先的に取り組むとともに、これを改善することが引き続き必要なことを物語っている。世界推計からは、家事労働や性産業、建設業、製造業及び農林水産業で、現代奴隷制の危険性が特に高いことが分かる。この情報は、被害者の特定と全般的な保護の取り組みの焦点をどこに置くべきかにつき、出発点となる重要な示唆を含んでいる。現代奴隷制推計の最も憂慮すべき結果のひとつとして、子どもの被害者の多さが挙げられる。子どもは、あらゆる形態の現代奴隷制の被害者となっているため、被害者を特定し、安全に救出し、立ち直らせるためのすべての取り組みで、優先的な対象とすべきである。

国家の脆弱性、紛争及び危機の状態における現代奴隷制リスクへの取り組み。全世界で 15 億人超が、紛争や暴力、脆弱性の影響を受ける国に暮らしている。こうした状況は、所得への打撃、行政と家族による社会支援ネットワークの崩壊、移住及び基礎的サービス提供の混乱を特徴とし、現代奴隷制の危険性増大を含め、さらなる基本的権利の侵害を助長する環境を作り出す。武装集団が住民を従属させる手段として、性的暴力や強制結婚を用いるようになる中で、現代奴隷制は現代戦の戦術として用いられることが多くなってきた。また、危機状態を脱し、庇護を受けようとする身寄りのない子どもの数も増えているが、その多くは虐待の被害者となっている。こうした事情は、危機の影響を受けた人々を対象とする現代奴隷制対策の強化が急務であることを物語る。そして、人道支援のすべての段階で、予防と保護の措置を体系的に組み込む必要がある。そのためには、目的地国においても、現代奴隷制の被害者となる危険性が最も高いと見られる者の特定と保護を、庇護希望者流入への対応の一環として検討すべきである。

政策、立法及び執行の強化。現代奴隷制に関する国際法基準と整合する法体系の確立も、全般的な予防と保護の取り組みに欠かせない要素のひとつである。その中には、国家が課す強制労働に取り組む立法も含まれる。世界推計は、全世界で数百万人が依然として、その被害者となっていることを示しているからである。また、労働法を含む関連の立法をすべての労働者と経済部門に適用し、一定の社会的弱者層を取り残さないようにすることも欠かせない。強制結婚は国境を越えて被害者を出すことがあるため、これに照準を絞るためには、強制結婚を犯罪化し、関連法を域外適用することが欠かせない。しかし、法律に適切な執行が伴わなければ意味がない。多くの国では強制労働、奴隷制及び人身取引を対象とする刑法が制定されているにもかかわらず、国際的統計を見ると、この問題の全体的な規模に比し、捜査や起訴、有罪判決の件数が極めて少ないことが分かる。このことは、特に深刻な虐待の事例につき、刑法の執行を強化する必要があることを意味する。また、労働司法の運用を強化し、現代奴隷制の犯罪者に対する制裁と、被害者に対する救済とともに適用することも同じく重要である。また、労働行政・監督制度を強化し、現代奴隷制が生じている経済部門で、実効的に被害者を特定できるようにする必要もある。監督を強化すべき危険性の高い部門を特定しやすくするためには、世界推計の結果を基礎として、各国でさらに調査と分析を行う必要がある。独立の奴隷制対策委員や国別報告者などの監督的役職を設ければ、重要な補足的役割を果たすことができる。このような役職は各国レベルで、変化しつつある現代奴隷制の諸問題を追跡し、法律、政策及び運営面での空白を速やかに特定する責任を担う窓口として機能できる。しかし、このような監督の仕組みを設けている国は、まだ少数にすぎない。

2.2 エビデンス基盤の構築

現代奴隷制を測定し、この問題に関するエビデンス基盤を構築するという点では、長足の進歩が見られている。世界推計は、現代奴隷制に関連する一連の虐待の大部分を把握し、今日の強制労働と強制結婚の規模と分布に関し、入手できる中で最善のデータと情報を提供している。しかし、データの量と質をともに高め、各国のデータ収集能力を向上させ、現代奴隷制の測定を精緻化、改善する必要性はまだ残っている。ターゲット 8.7 に掲げる状況がすべて、世界推計で網羅されているわけではない。武装集団と軍による子供の強制徴用と利用は、信頼できるデータがないために除外されている。また、強制労働目的の人身取引の事例の多くは把握できている可能性が高いものの、本推計ではあらゆる形態の人身取引の測定を明確に目指そうとはしなかった。これについては、国連機関と加盟国との間の協調的取り組みにおいて、優先課題とすべきである⁴⁸。

その他、世界推計作成過程を通じて明らかにされた主な測定上の優先課題としては、具体的な部分母集団の測定改善が挙げられる。子ども、成人の性的搾取被害者及び紛争状況下の被害者に課されているすべての形態の現代奴隷制を、さらに効果的に把握する必要がある。2030 年に至る進捗状況を監視するためには、現代奴隷制の動向を時系列的に追跡する能力が欠かせない。

最優先課題は、現代奴隷制に関する各国の研究とデータ収集への取り組みを強化、拡充することにある。現代奴隷制の世界的な測定と監視は欠かせないが、これを各国の政策対応の指針とするためには、現代奴隷制の国内的、局地的次元に関する情報が必要となる。多くの国が現在、現代奴隷制に関する年次報告書を作成、発表しているところであるが、現代奴隷制の規模と被害率の推計に、統計的手法を利用しはじめている政府は、まだ少数である。

強制労働測定のための標準的調査手段の必要性は、2013 年の第 19 回国際労働統計家会議（ICLS）で認識された。この会議では「ILO 事務局が、強制労働調査に関する最良事例を共有するための作業部会を設置し、より多くの国でこのようなデータ収集の促進を図る」ことを提言する決議が採択された。この国際作業部会の成果は、2018 年 10 月の第 20 回国際統計家会議で提示、検討される予定である。これと並行して、現代奴隷制関連の SDGs 指標を強化するための議論も進められている。

知識とデータを共有するための取決めも必要不可欠である。これまでのところ、行政データを含め、数百件にも上る関連の豊富なデータセットが未公開となっており、その利用が制限されている。その中には、本報告書の世界推計作成に用いられた IOM の人身取引事例データベースが含まれる。その理由のひとつとして、現代奴隷制に関するデータセットの中には、データ主体特定の危険性が極めて高く、深刻な結果を招きかねないことから、プライバシーと市民的自由の幅広い側面で懸念を提起し、極めて慎重な取り扱いを要するものが多いという点が挙げられる。データベースは多様で分散しており、相互に関連づけられていないことが多いほか、標準化もされておらず、比較対照が不可能である。IOM やポラリスなどのパートナーは、こうした課題の克服を目指しており、研究者、議員、支援者、資金提供者その他の関係者向けに、世界的なオープンデータ・プラットフォームを立ち上げている。人身取引対策データ・コラボレイティブ（CTDC）は、被害者を特定せず、新たな国際基準を用いながら、さまざまな組織から集めた人身取引データセットを整合させ、公表している。この種のものとしては初のオープンデータ・ポータルであり、一次データは全世界の人身取引対策機関が提供している。

これまで、公の利用に供される人身取引データが皆無に等しかったことから見て、CTDCは、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット 8.7 の達成を約束する多数の関係機関によるパートナーシップ「アライアンス 8.7」の作業を幅広く支援する効果を持つことになろう⁴⁹。アライアンス 8.7 はまた、知識の管理と共有を強化するための重要な枠組みも提供している。各国のプロジェクトや計画で得られた教訓は、多くの活動家と実務者が経験しているとおり、数多くの個別評価と研究として、全世界に散在している。こうした学びを取りまとめることには、大きな価値がある⁵⁰。国連の機関と特別報告者、労使団体、市民社会団体その他の関係者を含むアライアンス 8.7 のパートナーは、データと知識を共有できるプラットフォームの必要性に合意し、その創設に向けた作業を開始している。このプラットフォームは利用者に対し、情報や統計、知的成果物を利用するための一元的窓口の役割を果たすことになろう。優先的な知識領域としては、強制労働、現代奴隷制、人身取引及び児童労働の被害率、社会的弱者集団、脆弱性及び危険因子、立法、規制及び規範の枠組み、国別行動計画、官民による介入が及ぼす影響の監視と評価、並びに、資金調達のパターンが挙げられる。

2.3 国際協力とパートナーシップ

現代奴隷制という複雑で世界的、かつ多次元的な現象は、各国の政府やその他の関係者が独力で解決できるものではない。そのためには、国境を越えた戦略と二国間、地域的及び国際的協力に焦点を置きながら、その根本的な原因や帰結、影響に取り組む総合的、協調的戦略が必要となる。

アライアンス 8.7 には、他の SDGs 関連イニシアチブとの協力により、行動の加速、知識の共有、革新の推進及び資源の活用に注力しながら、世界的、地域的、国内的な取り組みのすり合わせを通じ、ターゲット 8.7 の達成を図るという点で、果たすべき重要な役割がある。

世界推計によると、今日の強制労働の大半は、民間経済で生じている。この事実は、業務やサプライチェーンにおける強制労働を根絶するため、労使団体のほか、実業界とも連携を図ることの重要性を物語る。国内的、国際的な市民社会組織は、予防の手法と社会的弱者集団の保護という点で、現場で蓄積された豊かな経験を提供できる。

人身取引を予防し、被害者を保護するとともに、国境を越えた強制労働に取り組むためには、労働法と刑法の執行、移住ガバナンス、公正な就職斡旋といった分野で、政府間の協力及び関連の国際・地域機関との協力を強化すべきである。教育政策や社会的保護、移住、労働市場、犯罪予防などに取り組む当局間で一貫性を確保するためには、各国で調整に向けた取り組みを強化する必要もある。

多くの国では、必要な行動の費用が利用できる財源をはるかに上回るため、政府が単独で現代奴隷制に十分な対処を行うことはできない。よって、国別行動計画のための資金を動員する際には、国際的な技術協力と技術支援が重要となってくる。国連機関やその他の多国間・二国間機関、国際的非政府組織、市民社会、民間財団、さらにはその他さまざまな関係集団が、この点で重要な役割を演じることができる。これには、知識と経験の交換に関する二国間、地域及び国際協定も含めるべきである。

参考資料:方法論について

現代奴隷制の世界推計は、**強制労働**と**強制結婚**という、2つの重要な問題を取り扱っている。強制労働推計は、**民間経済における強制労働**（商業的性産業を除く全部門で、民間の個人、集団又は企業が課す強制労働の形態）、**成人の強制による性的搾取と子どもが絡むあらゆる形態の商業的性的搾取**、及び、**国家が課す強制労働**を対象としている。十分に適切かつ信頼できるデータを提供できる単一の情報源はないため、これらの推計値は、さまざまな情報源から導出されている。この参考資料では、推計値算出に用いられた手法を取りまとめる。方法論に関するさらに包括的な技術解説も、別途用意されている⁵¹。

ストックとフロー

すべての形態の現代奴隷制は、**ストック**と**フロー**の両方として測定できる。ストック測定とは、2012年から2016年の参照期間中のある一時点における現代奴隷制被害者の平均値を指す。フロー測定とは、2012年から2016年までの特定期間中における現代奴隷制被害者の総数を指す。本推計では、**各種現代奴隷制の平均ストックとフロー総数の両方を算定している**。

強制労働の継続期間（すなわち、人々が強制労働の被害者となっている時間の長さ）については、フロー総数を参照してストック平均を算定する際の重要な要素となる。ストック推計は、フロー総数に現代奴隷制の被害継続平均期間を乗じることによって算定されるからである。現代奴隷制の平均継続期間は、**2012年又はそれ以降に登録され、援助を受けた被害者の記録が掲載された国際移住機関（IOM）データベース**を基に算定した。

民間経済における強制労働と強制結婚

民間経済における強制労働と強制結婚の推計は、48カ国で2014年から2016年にかけて、強制労働と強制結婚に関する共通の質問票を用いて、54回にわたり実施された代表的な国内世帯調査から導出されている（表1を参照）。推計値には、2012年から2016年までに生じた現代奴隷制の事例のみが含まれている。

国内調査の対象サンプルは、15歳以上の施設に収容されていない民間人全体である。人口が極めて少ないか、面接者の安全が脅かされる区域を除き、サンプルは確率と全国的な代表性を基礎として抽出された。原則的に、**ロシア（n=2,000）、ハイチ（n=504）及び複数回の調査が行われた国（バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ミャンマー、ネパール、パキスタン及びタイにつき n=2,000、インドにつき N=17,000）**を除き、各調査対象国では1,000回にわたる面接調査が行われた。

48の調査対象国で回答者7万1,758人との面接が行われた。調査対象者は自分自身とその親族が経験した強制労働と強制結婚に関する質問を受けた。親族には、回答者の存命中の肉親（配偶者又はパートナーと実の親、子ども及び兄弟姉妹）が含まれる。7万1,758人のサンプル回答者の親族は合計で57万5,310人であったため、平均の親族数は8.02人となる。親族には15歳未満の子どもと15歳以上の成人がともに含まれる。

表 5

2016 年ギャラップ世界世論調査の一環として実施された ILO とウォーク・フリー財団による強制労働に関するアンケート調査の概要

質問項目	内容
P1-P4	親族の構成
P5-P7	いずれかの親族による強制労働経験に関する質問（使用者又は斡旋業者による労働の強制、債務返済のための労働の強制、求人であった作業内容と異なる作業の強制など）
P8-P10	被害者となった親族と性別、年齢
P11	最新の事例が生じた時期
P11I	最近 5 年間の被害継続期間
P12	最新の事例が生じた国
P13	強制された作業の種類（農業、漁業、鉱業・採石業、製造業、商業的性的搾取、家事労働など）
P14	強要（身体的暴力、暴力の脅威、賃金の留保、旅券の取り上げ、居住区画への監禁、債務返済の義務など）
P15	いずれかの親族による強制結婚経験に関する質問
P17-20	被害者となった親族と性別、強制結婚時の年齢
WP1220	現在の年齢
P21	結婚への同意の有無

成人の強制労働搾取に関する推計は、世帯調査に基づいているため、回答者は居住国で面接を受けている。しかし、現代奴隷制の全事例は、労働者の国籍や居住国に関係なく、搾取が実際に生じた国に算入されている。例えば、インドネシアで面接を受けた女性が、対象期間中にオマーンで家事労働を強制されたと回答した場合、これはオマーンの事例とみなされることになる。

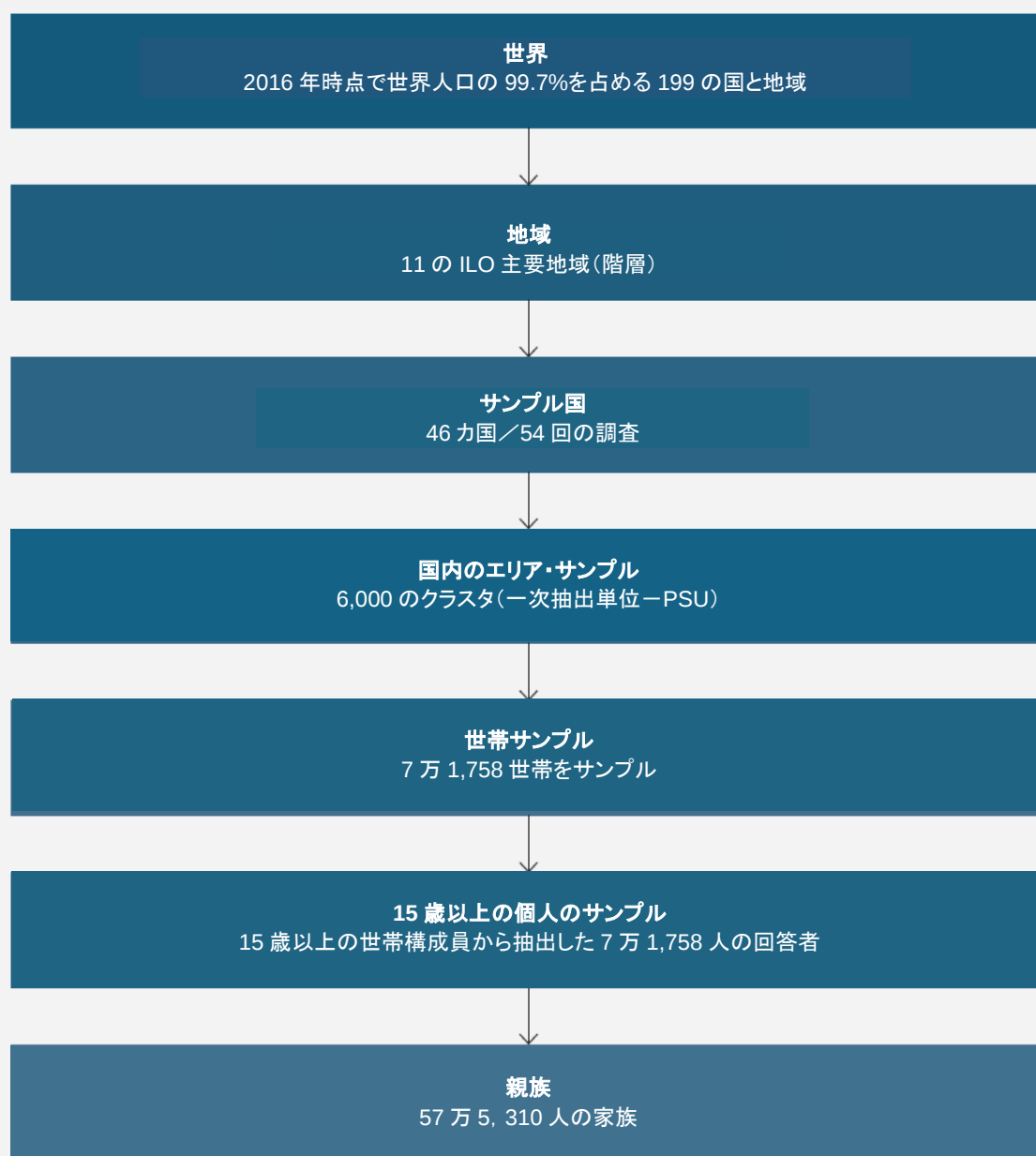
強制結婚の世界推計は、過去 5 年間に自らの同意なく結婚を強制されたか、それ以前に結婚を強制されたが、対象期間中も引き続き強制結婚状態にあると回答した者を基準としている。強制結婚に関するデータに児童婚は含まれていないが、これは、どの児童婚が強制結婚に相当するのかを十分に正確には判定できないためである。しかし、調査対象は 15 歳以上の者であるため、推計には、過去 5 年以内に自らの同意なく結婚を強制されたと回答した子ども（15～17 歳）が含まれている。強制結婚の推計は、2012 年から 2016 年までに結婚を強制された者全員に相当するフロー総数と、対象期間中に強制結婚状態で暮らしていた者全員に相当するストックの両方で提示されている。強制結婚の社会文化的文脈に鑑み、このような結婚は、少なくとも対象期間の 5 年を通じて続いた可能性が高いと想定されている。

国内調査推計の世界推計への集計

これらの調査結果は、サンプルが世界人口を正しく代表するよう、統計的調整（加重）を行ったうえで、世界合計へと拡大されている。サンプルの加重を行う際には、特定地域のある国が調査対象国として選ばれる確率（国別ウェイト）⁵²と、調査対象国に居住するある者が面接を受ける確率（調査ウェイト）の両方に配慮した。調査ウェイトを算定する際には、人口統計を用いて、ジェンダー、年齢、及び、信頼できるデータを入手できる場合には学歴又は社会経済的地位に応じた加重を行った。調査ウェイトでは、家族（「親族」）の平均規模のほか、調査対象者が自分自身の経験について語る場合のほうが、家族の経験について語る場合よりも正確に回答する傾向にあることにも配慮し、家族の代理としての回答よりも、自分自身についての回答をより大きく加重している。

図 16

強制労働と強制結婚の世界推計に係るサンプル抽出法



国内調査推計の地域推計への集計

地域レベルで強制労働を集計するため、世界のすべての国を ILO の定義による地域に分類した。そのうえで、すべての地域の国について、搾取国における強制労働の国別加重被害率推計を地域ごとに足し合わせ、これを当該地域の総人口に適用した。

強制による性的搾取

強制による性的搾取（及び、子どもの商業的性的搾取）の推計については、調査対象の 48 カ国で報告された事例があまりにも少ないため、異なる方法論的手法が必要となった。よって、子どもと成人の両方を対象とする推計値を、2 つのデータセットを用いて算出した。そのひとつは、成人の強制労働に関する国別の調査データであり、もうひとつは 2000 年以来、人身取引被害者を直接に援助する過程で、IOM が収集した事例データである。IOM のデータセットは、性的搾取と労働搾取の両方を目的とする人身取引事例からなっており、人身取引被害者の属性（年齢、性別、所得など）と、人身取引が生じた状況（搾取国、搾取産業など）に関する情報を含んでいる。推計値は 2 段階で算定した。まず、統計モデルを用いて、IOM データベースに基づき、年齢と性別に応じて「性的搾取」と「労働搾取」の事例のオッズ比を推計した。労働搾取事例の推計はすでに、調査データから分かっているため、この割合を用いて、強制による性的搾取事例の件数を推計した。

次に、3 つの代替的なロジスティック回帰モデル⁵³を検定し、強制労働搾取の被害者となる場合との比較で、強制による性的搾取の被害者となる確率を検討した。そして、最適モデルを用いて、推計を算出した。成人と子どもの強制による性的搾取被害者について、個別の回帰分析を行った。そのうえで、これらのオッズ比をそれぞれ、国別調査から導出された成人の強制労働搾取の世界推計に適用した。例えば、ラテンアメリカ・カリブ地域における成人女性の強制による性的搾取被害者数（40 万 7,724 人）は、該当するオッズ比（0.435586）に、ラテンアメリカ・カリブ地域における成人女性の強制労働搾取被害者数の推計（93 万 6,035 人）を乗じることで算出されている。

子どもの強制労働搾取

調査データのうち、18 歳未満の子どもの回答者に関する事例は 5.6%にすぎないことを考慮し、子どもの強制労働搾取に係る世界推計は、強制による性的搾取被害者と同様の方法で判定した。具体的には、IOM のデータセットに基づき、多数のロジスティック回帰モデルを検定し、強制労働搾取被害者が成人ではなく、子どもであるオッズ比を判定した。強制による性的搾取の推計と同様、子どもの強制労働搾取被害者を推計する際にも、国別調査推計から導出した成人の強制労働搾取に関する世界推計に、このオッズ比を乗じた。

国家が課す強制労働

本推計の関連において、国家当局が課す強制労働は、6 つの主類型に分類されている。

1. 徴兵制の乱用：徴用された兵士が必ずしも軍事的とは言えない作業を強制される場合
2. 通常の市民の義務を超える作業遂行の義務
3. 軽易な地域社会の役務への参加義務の乱用：地域社会の役務が地域社会の直接的利益とならず、かつ、当該地域社会の構成員と事前の協議が行われていない場合
4. 強制囚役
 - 拘置中又は行政拘禁中の受刑者の強制囚役
 - ILO 監視機構によって認められた例外を除き、民間の個人、企業又は団体の利益となる強制囚役
 - 政治的見解の表明、労働規律又は平和的なストへの参加を理由とする処罰など、一定の状況下にある者に課される強制囚役

5. 経済開発を目的とする強制労働

6. 政府による子どもの強制徴用

武装集団と軍による子どもの強制徴用は、信頼できるデータがないため、本推計から除外されている。その他の国家が課す強制労働形態に関するデータは、二次情報源の体系的審査を通じ、特定された各事例を妥当な指標と照らし合わせて徹底的に評価したうえで抽出されている。国家当局による ILO 強制労働条約違反の疑いがある各国については、入手可能な信頼できる情報源を基に、違反の程度を推計した。本推計では、過去 5 年間に当局が課す何らかの強制労働を経験した者の総数（フロー総数）と、2012 年から 2016 年までのいずれかの時点で、この状況にあった被害者数の平均（平均ストック）を提示している。

文末脚注

¹ A total of 63,251 victims were detected in 106 countries and territories between 2012 and 2014. Based on the 17,752 victims detected in 85 countries in 2014 for which sex and age were reported, a clear majority were females – adult women and girls – comprising some 70 per cent of the total number of detected victims. UNODC, *Global Report on Trafficking in Persons*, Vienna, 2016, 23.

² Estimates of children in forced labour exploitation, and of all victims of forced sexual exploitation, made use of administrative data held by the IOM on all reported cases of human trafficking since 2012.

³ *Methodology of the global estimates of modern slavery: forced labour and forced marriage*. International Labour Organization (ILO) and Walk Free Foundation, Geneva, 2017

⁴ International Labour Organization, Forced Labour Convention, 1930 (No. 29).

⁵ ILO: *Hard to see, harder to count: survey guidelines to estimate forced labour of adults and children*, Geneva, 2012.

⁶ The Office of the High Commissioner for Human Rights has noted, “Women and girls in situations of child and forced marriage may experience conditions inside a marriage which meet ‘international legal definitions of slavery and slavery-like practices’ including servile marriage, sexual slavery, child servitude, child trafficking and forced labour ...” United Nations General Assembly, *Preventing and Eliminating Child, Early and Forced Marriage*, Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, A/HRC/26/22, 2 April 2014, http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session26/_layouts/15/WopiFrame.aspx?sourcedoc=/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session26/Documents/A-HRC-26-22_en.doc&action=default&DefaultItemOpen=1.

⁷ According to the Committee on the Elimination of Discrimination against Women and the Committee on the Rights of the Child, “A child marriage is considered to be a form of forced marriage, given that one and/or both parties have not expressed full, free and informed consent. As a matter of respecting the child’s evolving capacities and autonomy in making decisions that affect her or his life, a marriage of a mature, capable child below 18 years of age may be allowed in exceptional circumstances, provided that the child is at least 16 years of age and that such decisions are made by a judge based on legitimate exceptional grounds defined by law and on the evidence of maturity, without deference to culture and tradition.” Source: Joint general recommendation No. 31 of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women/general comment No. 18 of the Committee on the Rights of the Child on harmful practices, 14 November 2014 (CEDAW/C/GC/31-CRC/C/GC/18).

⁸ This is the position taken by the Committee on the Elimination of Discrimination against Women and the Committee on the Rights of the Child, with some exceptions allowed in exceptional circumstances for children aged at least 16 years. See: Joint general recommendation No. 31 of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women/general comment No. 18 of the Committee on the Rights of the Child on harmful practices, 14 November 2014 (CEDAW/C/GC/31-CRC/C/GC/18).

⁹ Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery, Adopted by a Conference of Plenipotentiaries convened by Economic and Social Council resolution 608(XXI) of 30 April 1956 and done at Geneva on 7 September 1956.

¹⁰ For a detailed discussion of this point, see *Methodology of the global estimates of modern slavery: forced labour and forced marriage*, International Labour Organization (ILO) and Walk Free Foundation, Geneva, 2017.

¹¹ For example, only two national surveys were undertaken in the Arab States, and none in the Gulf Cooperation Council (GCC) countries, despite the incidence of forced labour reported by different sources in such sectors as domestic work and construction in the GCC countries. The regional estimate for Arab States is therefore built mainly from respondents who were interviewed in their country of residence and reported about their forced labour situation while working in that region. It is likely that this led to underestimating the extent of modern slavery in this region. Moreover, the estimates of forced sexual exploitation and forced labour of children were based on the IOM database of registered victims and the regional distribution of registered victims reflects where IOM has programming to provide direct assistance to victims of trafficking. This has historically led to an overrepresentation of Europe, in particular Eastern Europe, and underrepresentation of Latin America where IOM has fewer direct assistance activities for victims of trafficking. The figures on prevalence are inevitably more robust in regions where more survey work has been conducted, and databases are more developed, at the national level.

¹² See Emma Psaila, Vanessa Leigh, Marilena Verbari, Sara Fiorentini et al., *Forced Marriage from a gender perspective*, (European Parliament, 2016), pp. 60–68, [accessed 13 Apr. 2016], [http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/556926/IPOL_STU\(2016\)556926_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/556926/IPOL_STU(2016)556926_EN.pdf).

¹³ This comprised all forced labour imposed by private agents other than for commercial sexual exploitation. It included, among other things, bonded labour, forced domestic work, and forced labour in agriculture and remote rural areas.

¹⁴ This included women and men who have involuntarily entered a form of commercial sexual exploitation, or who have entered this form of forced labour voluntarily but cannot leave. It also included all children who are in commercial sex activities.

¹⁵ This included forced labour exacted by the military, compulsory participation in public works, and forced prison labour, which included not only forced labour camps but also work imposed in modern semi-privatized or fully privatized prisons.

¹⁶ Defined as “all work or service which is exacted from any person under the menace of any penalty and for which the said person has not offered himself voluntarily”. See International Labour Organization, *Forced Labour Convention*, 1930 (No. 29), http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12100:0::NO::P12100_ILO_CODE:C029.

¹⁷ Only international migration was measured through the household surveys. The location of forced marriage was also not captured.

¹⁸ In particular, the estimate relating to forced sexual exploitation is drawn from the IOM database, while the estimate relating to forced labour exploitation is based on national datasets and the estimate relating to state-imposed forced labour is based on the analysis of secondary sources collected by the ILO.

¹⁹ IOM: *IOM Global Compact Thematic Paper: Combating Trafficking in Persons and Contemporary Forms of Slavery* (2017), https://www.iom.int/sites/default/files/our_work/ODG/GCM/IOM-Thematic-Paper-Trafficking-in-persons.pdf.

²⁰ ILO: *Addressing governance challenges in a changing labour migration landscape*, Report IV, International Labour Conference, 106th Session (2017).

²¹ UNODC, *Global Report on Trafficking in Persons* 2016.

²² IOM: *Flow Monitoring Surveys: The Human Trafficking and Other Exploitative Practices Prevalence Indication Survey*, June 2017, <http://migration.iom.int/europe/>.

²³ UNICEF and IOM: *Harrowing Journeys: Children on the Move Across the Mediterranean Sea, at Risk of Trafficking and Exploitation* (2017), https://www.iom.int/sites/default/files/press_release/file/Harrowing_Journeys_Children_and_youth_on_the_move_across_the_Mediterranean.pdf

²⁴ Information on the industry was available for 65 per cent of total cases of forced labour exploitation.

²⁵ ILO: *Global Estimates on Migrant Workers: Results and Methodology: Special focus on migrant domestic workers*, ILO, Geneva, 2015.

²⁶ Marie José Tayah, *Decent Work for Migrant Domestic Workers: Moving the Agenda Forward*. ILO, Geneva, 2016.

²⁷

²⁸ D. Shields, *World Disposable Gloves Market - Opportunities and Forecasts, 2013-2020*, Portland, USA. Allied Market Research, 2014, quoted in *In good hands, Tackling labour rights concerns in the manufacture of medical gloves*, British Medical Association, BMA Medical Fair and Ethical Trade Group, European Working Group on Ethical Public Procurement, 2016.

²⁹ ILO: *Hard to see, harder to count: Survey guidelines to estimate the forced labour of adults and children*, ILO, 2012. The guidelines share the ILO experience gained from quantitative surveys of forced labour at the country level. The indicators are broadly grouped under the three dimensions of unfree recruitment, work and life under duress, and impossibility of leaving the employer.

³⁰ *Report of the Special Rapporteur on contemporary manifestations of slavery, its causes and consequences*, United Nations Human Rights Council, thirty-third session, Agenda item 3, July 2016 (UN Doc. A/HRC/33/46).

³¹ South Asian laws generally define *bonded labour* systems as those where workers provide work or services to a landlord or employer in exchange for a monetary advance and incur restrictions on their freedom of movement or occupation until this debt has been worked off. The concept therefore overlaps with, but is not the same as, debt bondage, which is defined in the United Nations Supplementary Convention on Slavery, the Slave Trade and Institutions and Practices Similar to Slavery (1956) as “the status or condition arising from a pledge by a debtor of his personal services or those of a debtor under his control as security for a debt, if the value of those services as reasonably assessed is not applied towards the liquidation of the debt or the length and nature of those services are not respectively limited and defined”. The Supplementary Convention also refers to debt bondage as a “servile status” and requires member States to carry out national measures to abolish its practice.

³² These estimates, however, should be interpreted with caution, particularly as the regional distribution of victims in the IOM database used in the methodology reflects where IOM has programming to provide direct assistance to victims of trafficking.

³³ As explained in the methodology annex, this figure is derived from examination of specific cases across countries, representing different types of forced labour imposed by the State.

³⁴ With regard to abuse of conscription, the estimate does not cover recruitment of children for armed services.

³⁵ More information is available through reports from the United Nations Working Group on Arbitrary Detention.

³⁶ In 2006, the United Nations Secretary-General stated, “A forced marriage is one lacking the free and valid consent of at least one of the parties”. *In-depth study on all forms of violence against women. Report of the Secretary-General*, UN document A/61/122/ Add.1.

³⁷ The Office of the High Commissioner for Human Rights has noted, “Women and girls in situations of child and forced marriage may experience conditions inside a marriage which meet “international legal definitions of slavery and slavery-like practices” including servile marriage, sexual slavery, child servitude, child trafficking and forced labour ...” United Nations General Assembly, Preventing and Eliminating Child, Early and Forced Marriage, Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, A/HRC/26/22, 2 April 2014:http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session26/_layouts/15/WopiFrame.aspx?sourcedoc=/EN/HRBodies/HRC/RegularSessions/Session26/Documents/A-HRC-26-22_en.doc&action=default&DefaultItemOpen=1.

³⁸ Forced marriage is estimated based on national household surveys conducted in 48 countries, involved interviews with over 71,000 respondents aged 15 years or older. See methodological annex for further details.

³⁹

⁴⁰ See Emma Psaila, Vanessa Leigh, Marilena Verbari, Sara Fiorentini et al., *Forced Marriage from a gender perspective*, (European Parliament, 2016), pp. 60–68, accessed 13/04/2016, [http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/556926/ IPOL_STU\(2016\)556926_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2016/556926/ IPOL_STU(2016)556926_EN.pdf).

⁴¹ These consist of coercing a widow to marry a relative of her deceased husband.

⁴² UNODC, Op. Cit., as above

⁴³ UNODC, *Global Report on Trafficking in Persons* 2016.

⁴⁴ According to the Committee on the Elimination of Discrimination against Women and the Committee on the Rights of the Child, “A child marriage is considered to be a form of forced marriage, given that one and/or both parties have not expressed full, free and informed consent. As a matter of respecting the child’s evolving capacities and autonomy in making decisions that affect her or his life, a marriage of a mature, capable child below 18 years of age may be allowed in exceptional circumstances, provided that the child is at least 16 years of age and that such decisions are made by a judge based on legitimate exceptional grounds defined by law and on the evidence of maturity, without deference to culture and tradition.” Source: Joint general recommendation No. 31 of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women/general comment No. 18 of the Committee on the Rights of the Child on harmful practices, 14 November 2014 (CEDAW/C/ GC/31-CRC/C/GC/18).

⁴⁵ Social protection, or social security, is a human right and is defined as the set of policies and programmes designed to reduce and prevent poverty and vulnerability throughout the life cycle. Social protection includes nine policy areas: child and family benefits, maternity protection, unemployment support, employment injury benefits, sickness benefits, health protection, old-age benefits, disability benefits, and survivors’ benefits. Social protection systems address all these policy areas by a mix of contributory schemes (social insurance) and non-contributory tax-financed benefits, including social assistance. Social protection floors are nationally defined sets of basic social security guarantees that should ensure, as a minimum, that over the life cycle, all in need have access to essential health care and to basic income security, which together secure effective access to goods and services defined as necessary at the national level. See <http://www.ilo.org/seccoc/areas-of-work/policy-development-and-applied-research/social-protection-floor/lang--ja/index.htm>.

⁴⁶ The ILO Social Protection Floors Recommendation, 2012 (No. 202) provides a key framework for ensuring social protection for all.

⁴⁷ The Global Compact for Migration aims to provide for an overarching framework. See also: New York Declaration for Refugees and Migrants, 2016.

⁴⁸ Trafficking for the purpose of forced labour is covered by the UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons (2000) and the ILO Protocol of 2014 to the Forced Labour Convention, 1930.

⁴⁹ SDG Target 8.7 calls for “immediate and effective measures to eradicate forced labour, end modern slavery and human trafficking and secure the prohibition and elimination of the worst forms of child labour, including recruitment and use of child soldiers, and by 2025 end child labour in all its forms.”

⁵⁰ See for example “The Promising Practices Database”, a systematic review of these evaluations helps to identify some of these lessons about what works, and just as importantly, what doesn’t work to eradicate modern slavery. See www.walkfreefoundation.org/resources for more information.

⁵¹ *Methodology of the global estimates of modern slavery: Forced labour and forced marriage*. International Labour Organisation and Walk Free Foundation, Geneva, 2017

⁵² Note that while the methodology assumes the set of surveys constitutes a random sample of countries, in reality the survey countries were selected for specific reasons. So the assumption is made but is not realized.

⁵³ Regression models are used to assess the nature of a relationship between an outcome variable and one or more independent variables.